

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画

(厚木市スポーツ施設整備基本計画) (案)

概要版

第1章 計画の概要（計画書本編1ページ～12ページ）

(1) 基本計画策定の背景・目的

- 本市では、平成19（2007）年3月の「厚木市スポーツ振興計画」の策定以降、「スポーツで心がふれあう都市あつぎ」の基本理念の下、ハード・ソフト両面から様々な施策を展開し、市民のスポーツ活動を推進してきました。
- 本計画では、令和6（2024）年度に策定した「スポーツの聖地づくり基本構想」で示した理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設の整備方針を明確にすることにより、スポーツ施設整備の観点から、スポーツの聖地づくりを推進することを目的とします。

(2) 「スポーツの聖地」について

本市では、「スポーツの聖地づくり」を政策として掲げ、市全体のスポーツ振興を図るため、様々な施策を展開しています。

スポーツの聖地の定義

市民スポーツを始めとした「スポーツ活動の推進」、スポーツボランティアの活用などの「スポーツ活動を支える仕組みづくり」等を通して、誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる地域社会の実現を目指します。また、トップアスリートのプレーを間近に感じられる「スポーツ環境の整備」を通して、人の流れとまちのにぎわいを創出することで、更なる地域活性化を図るとともに、「トップアスリートの応援」などを通して、市内外の人々がスポーツの熱気や感動を分かち合いながら、心が熱くなるような一体感を感じられるまちづくりを目指します。こうしたスポーツを通じたまちづくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人が「聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を、本市の目指す「スポーツの聖地」と定義します。

(3) 対象施設・計画期間等

- 本市が所有し、管理を行うスポーツ施設38施設及び本市が所有し、地元自治会等が管理を行うスポーツ施設43施設の計81施設を対象とします。
- 本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。
- 本計画は、令和8（2026）年度を計画の始期とする第11次厚木市総合計画との整合を図るとともに、他の関連計画との整合及び連携を図ります。また、スポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画として位置付けられる厚木市スポーツ推進計画におけるハード面の施策を補完するものとします。

関連計画

・第11次厚木市総合計画

・厚木市都市計画マスタープラン

・厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画

・厚木市公共施設最適化基本計画

・厚木市公共施設個別施設計画

・健康食育あつぎプラン

・厚木市子ども・若者みらい計画

・厚木市生涯学習推進計画

・厚木市観光振興計画

・厚木市教育振興基本計画

・厚木市教育大綱

・厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針

第2章 本市のスポーツ施設の現状（計画書本編13ページ～28ページ）

(1) 人口動向と将来推計

- 本市の直近10年間の人口総数の推移は、平成30（2018）年以降、減少に転じている一方で、世帯数は増加傾向となっています。
- 厚木市人口ビジョンの将来推計では、生産年齢人口の構成比率の低下に対し、老年人口の構成比率が大きく上昇することが見込まれています。

課題1 人口減少の進行と地域コミュニティの希薄化

- 地域交流・居場所としての役割：単なる運動の場や競技志向の施設のみではなく、地域住民の接点となる場所となることが求められます。
- バリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進：誰もが安全・快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。
- スポーツ需要の多様化への対応：「する」に加えて、「みる」スポーツの充実が求められており、市街地等における観戦環境の整備を検討する必要があります。

(2) 財政状況

- 本市の直近10年間の普通建設事業費は、増加傾向となっています。神奈川県の中核地域及び本市に隣接する自治体のうち、人口10万人以上の自治体との比較では、高い水準となっています。
- 本市の直近10年間の維持補修費は、増加傾向となっています。神奈川県の中核地域及び本市に隣接する自治体のうち、人口10万人以上の自治体との比較では、高い水準となっています。

課題2 財政負担の増大と持続可能性の確保

- 施設の集約化・計画的な改修の実施：各施設の需要を踏まえた上で集約化等を進めるとともに、計画的な改修を行う必要があります。
- 民間活力の活用：指定管理者制度を始めとする民間活力の一層の活用を検討し、財政負担の抑制とサービス水準確保の両立を図る必要があります。

(3) スポーツ施設の現状

- 施設整備から30年以上経過している施設が、スポーツ施設全体の約75%を占めています。
- 老朽化が進む各施設の安全性確保や快適な利用環境の維持に必要な機能向上について検討が必要です。
- 耐用年数を迎え、建物の更新時期が集中した際の財源や人的資源の確保が必要です。

課題3 施設機能及びストックの適正化

- 市民の利用機会の確保：活動意欲のある市民の利用機会を確保するための、施設機能の充実を検討する必要があります。
- 需要に応じた施設の集約化：需要に応じた施設の集約等を進めることで、ストックを適正化する必要があります。

第3章 スポーツ施設整備の考え方（計画書本編29ページ～32ページ）

スポーツ施設整備の実施方針

(1) 各施設の位置付けの明確化

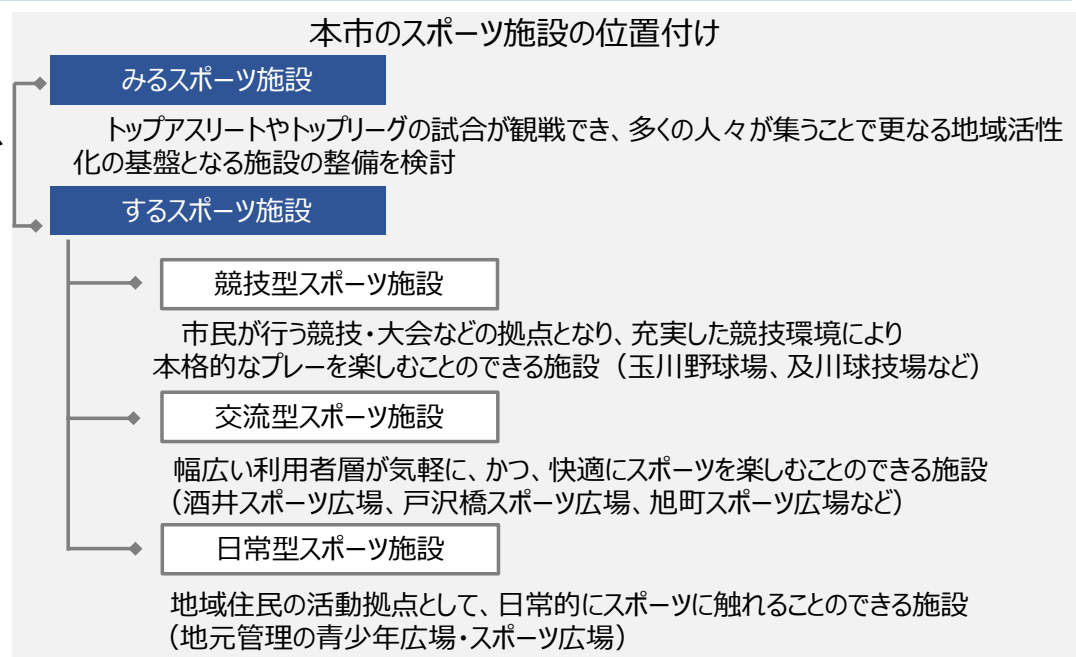
- 本市には、本格的な競技が可能な施設から、地元管理のスポーツ広場まで、市民が多様なレベルでスポーツに親しむことのできる施設が点在しています。
- 気軽にスポーツを楽しみたい層から競技志向で本格的に取り組みたい層まで、スポーツに対する市民ニーズが一層多様化しています。
- 各施設の位置付けを明確にするため、スポーツ施設を「みるスポーツ施設」及び「するスポーツ施設」に大別し、「するスポーツ施設」については、「競技型スポーツ施設」、「交流型スポーツ施設」及び「日常型スポーツ施設」の3分類に整理し、各施設の特性にに応じた施設整備を進めます。

(2) スポーツ施設の機能充実

- 計画的な長寿命化改修による機能回復・機能向上を推進します。また、バリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進することで、誰もが安全・快適に利用できる環境を整備します。
- 交流人口の拡大や地域活性化への大きな効果が期待できる中心市街地における観戦環境の整備について検討を進めます。
- 施設の利用需要が高い施設については、必要性を十分に精査した上で、市民の利用機会を確保するための機能充実を検討します。

(3) ランニングコストの抑制

- 新たな施設整備にあっては、当該施設の果たす役割を踏まえ、同様の機能を有する施設との集約化を図ることで施設総量の抑制と機能充実を両立します。
- 河川敷に立地するスポーツ広場については、冠水リスクが高く、復旧に多大なコストを要することから、利用状況を十分に精査した上で、集約化による施設数の適正化を図ります。土砂災害警戒区域等に立地する施設についても、防災上のリスクや管理負担を踏まえ、集約化による施設数の適正化を図ります。
- 施設の整備及び維持管理に当たっては、PPP/PFI手法など、民間活力を活用することで、サービスの質的向上と財政負担の抑制の両立を目指します。



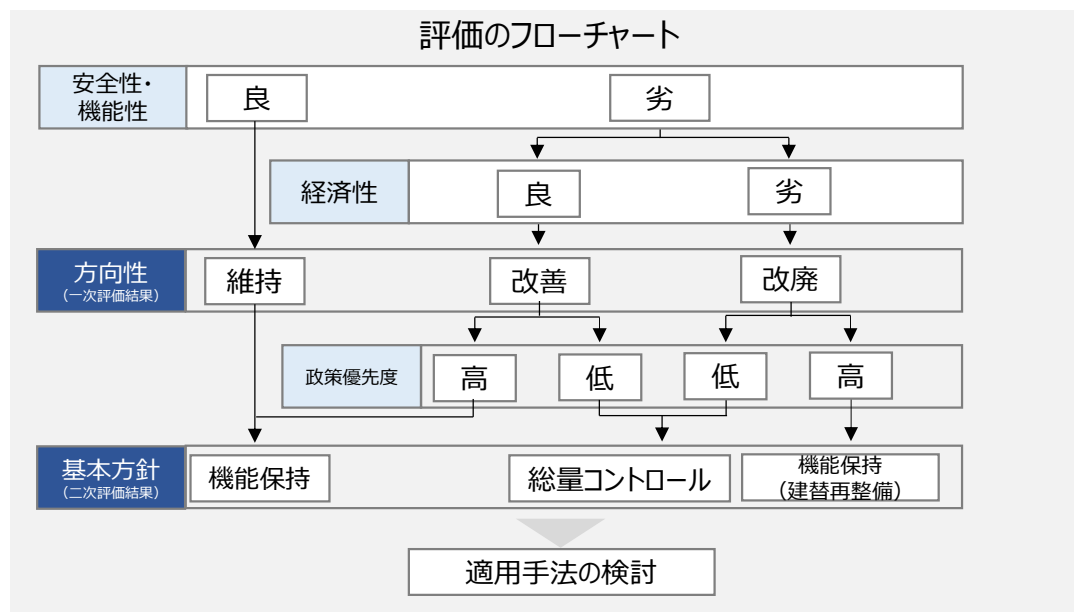
第4章 既存スポーツ施設の評価（計画書本編33ページ～42ページ）

既存スポーツ施設の評価については、スポーツ庁が定める「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づき、二段階の評価を実施します。

(1) スポーツ施設の現況評価（一次評価）

- 一次評価については、「安全性・機能性」及び「経済性」の評価結果から、各施設の方向性（維持、改善又は改廃）を判断します。
- 「経済性」については、「安全性・機能性」の評価結果が「劣」であった施設のみ評価を行います。

「安全性・機能性」に関する評価項目	
安全性	劣化状況が利用者等の安全に与える影響
機能性	性能維持に必要な空間性能、バリアフリー等
屋外施設の状況	舗装や付帯設備など、施設の健全度
安全対策	安全に利用するための平坦性確保の状況等
「経済性」に関する評価基準	
単位面積当たりの支出額	・同一の施設種別における中央値を下回る→「良」 ・同一の施設種別における中央値を上回る→「劣候補」
利用者一人当たりの支出額	【劣候補を対象に実施】 ・同一の施設種別における中央値を上回る→「劣」



(2) スポーツ施設的环境評価（二次評価）

- 二次評価については、一次評価の結果を基に、政策優先度を加味した基本方針（機能保持、総量コントロール等）及び適用手法を判断します。
- 政策優先度については、利用状況、法令適合、類似施設の有無、災害リスク、地域防災計画上の位置付けなどを判定基準とします。

基本方針	適用手法の例	内容
機能保持	維持管理の効率化	効率的な運営方法や管理方法の検討
	長寿命化	建物の適切な保全に向けた計画的な対応
	機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修

基本方針	適用手法の例	内容
総量コントロール	集約化	既存の同種の施設を統合
	用途転用	施設を改修し、他の施設として利用
	縮小・廃止	機能を縮小又は建物を解体・撤去

第4章 既存スポーツ施設の評価（計画書本編33ページ～42ページ）

(3) 評価結果

No.	施設名	方向性	基本方針	適用手法	No.	施設名	方向性	基本方針	適用手法
1	厚木野球場	維持	機能保持	長寿命化	17	厚木青少年広場	維持	機能保持	長寿命化
2	玉川野球場	維持	機能保持	長寿命化	18	旭町スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
3	及川球技場	維持	機能保持	長寿命化	19	下川入サッカー場	維持	機能保持	効率化
4	厚木テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	20	中三田スポーツ広場	維持	機能保持	効率化
5	南毛利スポーツセンターテニスコート	維持	機能保持	機能改修	21	飯山スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
6	若宮公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	22	酒井スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
7	宝蔵山スポーツ広場	改善	機能保持	機能改修	23	戸沢橋スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
8	飯山グラウンドテニスコート	維持	機能保持	長寿命化	24	飯山グラウンド	維持	機能保持	長寿命化
9	鳶尾中央公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	25	南毛利スポーツセンターグラウンド	維持	機能保持	長寿命化
10	鷺坂公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	26	長沼公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化
11	東町スポーツセンター	維持	機能保持	長寿命化	27	上ノ原公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化
12	猿ヶ島スポーツセンター	改善	機能保持	機能改修	28	岡田多目的広場	改廃	総量コン	廃止
13	南毛利スポーツセンター体育館	改善	総量コン	集約化	29	下川入スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化
14	金田ゲートボール場	維持	機能保持	効率化	30	毛利台スポーツ広場	改善	総量コン	縮小
15	下川入ターゲット・バード・ゴルフ	維持	機能保持	効率化	31	岡田ふれあい広場	改廃	総量コン	廃止
16	及川グラウンド・ゴルフ場	維持	機能保持	効率化	32	若宮公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化

第5章 既存スポーツ施設の方向性（計画書本編43ページ～82ページ）

既存スポーツ施設の方向性については、本市の「するスポーツ施設」を次のとおり3分類し、検討を進めます。

競技型スポーツ施設 市民が行う競技・大会などの拠点となり、充実した競技環境により本格的なプレーを楽しむことのできる施設

交流型スポーツ施設 幅広い利用者層が気軽かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設

日常型スポーツ施設 地域住民の活動拠点として、日常的にスポーツに触れることのできる施設

(1) 競技型スポーツ施設及び交流型スポーツ施設の方向性 ※総量コントロール（集約・廃止）の施設のみ抜粋

	施設名	分類	計画期間中の方向性の概要
集約・廃止の検討対象	南毛利スポーツセンター体育館	競技型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第一種中高層住居専用地域に立地しており、建築基準法上、建て替えが不可能。施設で提供している「するスポーツ」機能は、他の体育館を有するスポーツ施設等への集約に向けた検討を進める。 ➤ 現在、荻野運動公園で提供している「みるスポーツ」機能は、本庁舎敷地跡地に計画している多目的アリーナ整備後に移転するため、多目的アリーナの整備が完了するまで施設の利用を継続し、集約化の時期については施設の状態を踏まえつつ総合的に判断する。
	毛利台スポーツ広場	交流型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 雨水貯留施設をスポーツ施設として平時利用しているため、降雨時には雨水が貯水され、設備の損傷や劣化が大きい。 ➤ 当面は現状の利用を継続しつつ、テニスコートは一定の損傷が現れた場合、機能の縮小に向けた検討を進める。その他のグラウンド部分については、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行う。
	岡田ふれあい広場	交流型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の稼働率が極めて低く、河川区域に立地しているため洪水浸水リスクの高い施設である。 ➤ 同地区内に他の類似施設が複数ある状況である。今後は、施設の廃止に向けた検討を行う。
	岡田多目的広場	交流型	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の稼働率が極めて低く、河川区域に立地しているため洪水浸水リスクの高い施設である。 ➤ 同地区内に他の類似施設が複数ある状況である。今後は、施設の廃止に向けた検討を行う。

(2) 日常型スポーツ施設の方向性

施設名	計画期間中の方向性
スポーツ広場・青少年広場 43施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日常的にスポーツに触れることのできる各地域の活動拠点として役割を担う一方で少子高齢化による管理の担い手の減少や負担増加、また、近年の猛暑による管理負担の増加が見られる。 ➤ 関係者との協議を重ねながら、広場の廃止についても視野に入れ、今後の在り方に関する検討を進める。

第6章 個別施設計画の策定（計画書本編83ページ～88ページ）

- 第5章までの既存施設の方向性を踏まえ、今後10年間で実施すべき事業を取りまとめた個別施設計画を策定します。
- 既存のスポーツ施設の個別施設計画の策定に当たっては、「安全性・機能性の改善度」及び「政策的付加価値」のマトリクスにより、各事業の実施時期を判断します。

(1) 実施時期の判断基準

ア 安全性・機能性の改善度

- 当該事業を通して、対象施設の安全性及び機能性がどの程度解消されるかについて、1次評価の結果を踏まえて判断する。

イ 政策的付加価値

- 当該事業を通して、「する」、「みる」、「支える」スポーツの推進にどの程度寄与するかについて判断する。

(2) 事業の実施時期

ア 短期（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

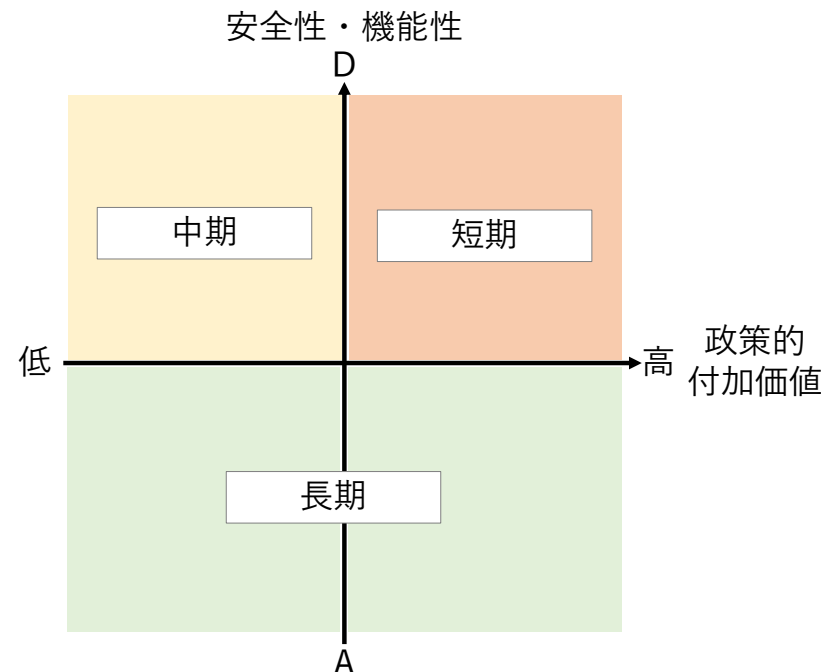
- 施設整備の緊急性や実施優先度が高く、早急な実施が求められる事業

イ 中期（令和13（2031）年度～令和17（2035）年度）

- 緊急性は高くないが、具体的な施設整備が求められており、計画期間内の実施が求められる事業

ウ 長期（令和18（2036）年度以降）

- 長期的な視点での「スポーツの聖地」の実現に向けて、実施が求められる事業



「安全性・機能性」に関する評価基準

評価	評価基準
A	全体的に健全である。
B	全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。
C	全体的に劣化が進行している。
D	全体的に顕著な劣化がある。

第7章 新規スポーツ施設の今後の方向性（計画書本編89ページ～94ページ）

(1) 本庁舎敷地跡地への多目的アリーナの整備

- 本市では、複合施設あつめきの建設を皮切りに、本厚木駅周辺の生まれ変わりなどまちづくりの新たな局面を迎えており、現在の本庁舎敷地についても、変化する時代に対応した新たな役割が求められています。
- 令和8（2026）年度に予定している「（仮称）厚木市新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画」の策定に当たっては、プロスポーツのトップリーグ開催などの「みるスポーツ体験」など、多様な人々が集う新たな交流拠点を創出し、回遊性向上を目指すことを基本的な視点とし、多目的アリーナの整備に向けた取組を進めています。

(2) その他の施設整備（新たな複合型スポーツ拠点の創出）

- 「スポーツの聖地」の実現に向けては、スポーツを通してこれまでの厚木にはない新たな魅力の創造を目指し、将来的に屋外の複数の競技種目の実施環境を備えた新たな複合型スポーツ拠点の創出をビジョンとして掲げ、既存のスポーツ施設を交通アクセスのよい立地へ集約及び再整備することについて検討します。
- このような取組を着実に進めることにより、既存のスポーツ施設のうち、現在の立地環境に課題を抱える施設や、一定規模以上の大会開催に向けてより充実したプレー環境が求められる施設について、計画期間内は適切に機能を保持しつつ、中長期的にはそれらの課題等の解決への寄与を期待することができます。

多目的アリーナの効果

経済的効果

- 多目的アリーナ内、飲食、宿泊、観光等周辺産業への経済波及効果
- 多目的アリーナ内外での雇用創出効果
- 交流人口の増加
- 税収効果

社会的効果

地域経済の活性化に資する効果

- スポーツ、エンタメによる新たなまちの求心力の創出
- 新たなビジネス産業の創出
- 流動人口の増加による消費活動の拡大

都市機能の向上に資する効果

- シビックプライドの醸成
- 災害対応力の強化
- カーボンニュートラルによる持続可能なまちづくりの推進

中長期の方向性

各施設の課題に対応しつつ、スポーツを通してこれまでの厚木にはない新たな魅力の創造を目指し、将来的に屋外の複数の競技種目の実施環境を備えた新たな複合型スポーツ拠点として、交通アクセスのよい立地への集約及び再整備を検討する。

検討対象	現状の課題等
玉川野球場	敷地面積が小さく、場外飛球のリスクや駐車場台数の不足から、一定規模以上の大会会場としては不十分
厚木野球場／厚木テニスコート	河川区域内のため大規模改修や施設機能の拡張には制限あり
及川球技場	ソフトボール、野球、サッカーなど、複数競技での利用が混在しており、必要な競技面積等の確保に課題あり
南毛利スポーツセンターテニスコート	住宅地に隣接しており、騒音や駐車場不足による交通渋滞などの課題あり。また、市内最大の12面のコート有しているが、一定規模以上の大会会場としてはコート数が不十分

将来的な集約・複合化により課題解決に寄与

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画

(厚木市スポーツ施設整備基本計画)

(案)

令和 8 年 月

厚木市

白紙調整

目次

第1章 計画の概要	1
1 基本計画策定の背景・目的	2
2 「スポーツの聖地」について	4
3 本計画の対象施設	5
4 計画期間.....	10
5 計画の位置付け	10
6 スポーツ施設整備等に関する国の動向	11
第2章 本市のスポーツ施設の現状	13
1 人口動向と将来推計.....	14
2 財政状況.....	17
3 スポーツ施設の現状.....	19
4 市民等の意向	21
5 本市のスポーツ施設の課題	26
第3章 スポーツ施設整備の考え方.....	29
1 スポーツ施設整備の実施方針	30
第4章 既存スポーツ施設の評価.....	33
1 スポーツ施設の現況評価（一次評価）について.....	36
2 スポーツ施設的环境評価（二次評価）について.....	39
第5章 既存スポーツ施設の方向性	43
1 既存スポーツ施設の見直しの方針.....	44
2 競技型スポーツ施設の方向性	46
3 交流型スポーツ施設の方向性	54
4 日常型スポーツ施設の方向性	81
第6章 個別施設計画の策定	83
1 既存スポーツ施設の個別施設計画について	84
第7章 新規スポーツ施設の今後の方向性.....	89

1	本庁舎敷地跡地への多目的アリーナの整備	90
2	新たな複合型スポーツ拠点の創出.....	92
第8章	計画の実現に向けて	95
1	フォローアップの実施方策	96
2	推進・取組体制	96
用語集	97

第1章 計画の概要

1 基本計画策定の背景・目的

(1) 基本計画策定の背景

国は、スポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加及び国際化の進展などの社会状況の変化を受け、平成 23（2011）年にスポーツ基本法を制定し、国家戦略としてスポーツ施策を推進してきました。同法第 12 条では、国及び地方公共団体の責務として、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用改善などについて、必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されています。これを受け、文部科学省では、平成 24（2012）年 3 月に、スポーツ基本法の理念を具現化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」を策定し、平成 27（2015）年には、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置、平成 29（2017）年 3 月には「第 2 期スポーツ基本計画」を策定しました。さらに、平成 30（2018）年 3 月には、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（以下「ストック適正化ガイドライン」という。）」を策定しました。

我が国のスポーツ施設は、老朽化した施設の増加と財政状況の悪化により、今後、安全な施設の提供が困難となることや、少子高齢化社会を迎え、地域ごとに求められるスポーツ施設の量や質が変化していくことが想定されるため、スポーツ庁では、地方公共団体がこれらの課題に計画的に対応できるよう、ストック適正化ガイドラインを参考に検討の上、取組を進めるよう促しています。

これらの背景を踏まえ、今後は、厚木市（以下「本市」という。）においても、老朽化する既存施設への対応や多様化する市民ニーズなど、時代の変化に柔軟に対応しつつ、本市が掲げる「スポーツの聖地」の実現に向け、市民を始めとする多くの人々が本市でのスポーツ活動を楽しんでいただくための環境を築いていく必要があります。スポーツへの関わり方が多様化する中で、市民スポーツ活動の更なる推進やスポーツボランティアの活用などに加え、トップアスリートのプレーを間近に感じられる「みるスポーツ」環境の整備など、誰もがスポーツの価値を享受できる地域社会や、市内外の人々が一体感を感じられるまちづくりの実現に向け、本市におけるスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設について、将来を見据えた取組の方向性を示していくことが求められます。

(2) 基本計画の目的

本市では、平成 19（2007）年 3 月に厚木市スポーツ振興計画を策定し、「スポーツで心がふれあう都市あつぎ」の基本理念のもと、ハード・ソフト両面から様々な施策を展開し、市民のスポーツ活動を推進してきました。

しかしながら、本市のスポーツ施設の約 7 割が供用開始から 30 年以上経過しており、安全で快適な利用環境を維持するためには、計画的な維持管理が必要な状況にあります。一方で、市民のスポーツへの関わり方が「する」だけでなく、「みる」、「支える」へと多様化する中で、既存施設の活用や改修、新たな施設整備など、機能の再編や用途の見直しも求められています。

こうした課題を踏まえ、本市では、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり」を基本理念とする「厚木市スポーツの聖地づくり基本構想（以下「基本構想」という。）」を令和 7（2025）年 3 月に策定しました。

今回策定する厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（以下「本計画」という。）では、基本構想で示した理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設の整備方針を明確にすることにより、スポーツ施設整備の観点から、スポーツの聖地づくりを推進することを目的とします。

なお、スポーツの聖地づくりに向けたソフト面の施策については、令和 8（2026）年度に策定する第 3 次厚木市スポーツ推進計画で示します。

基本理念（厚木市スポーツの聖地づくり基本構想）

スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり
～ スポーツの聖地を目指して ～

この基本理念は、本構想の背景にもあるように、国際的なスポーツ交流や競技力の向上に対する関心が高まりつつある中、スポーツを身近に感じられる環境づくりとして、いつでも気軽にスポーツができる環境づくり、トップアスリートのプレーが観戦できる施設の整備、市民の誇りとなるトップアスリートを市内から輩出する育成環境の充実や、スポーツ大会を支援するスポーツボランティアの拡充など、多様化するスポーツ環境を踏まえ、本市が「スポーツの聖地」として、全国から憧れを抱かれる将来像を掲げ、スポーツに携わる全ての人々が楽しめる環境づくりを推進してまいります。

2 「スポーツの聖地」について

本市では、令和5（2023）年度に「スポーツの聖地づくり」を政策として掲げ、市全体のスポーツ振興を図るため、各種競技の全国大会や公式試合等の誘致に向けた新たなスポーツ施設の整備及び既存施設の再整備に向けた検討のほか、各種イベントの開催や補助制度の創設など、ハード・ソフトの両面において、多様な施策を展開しています。

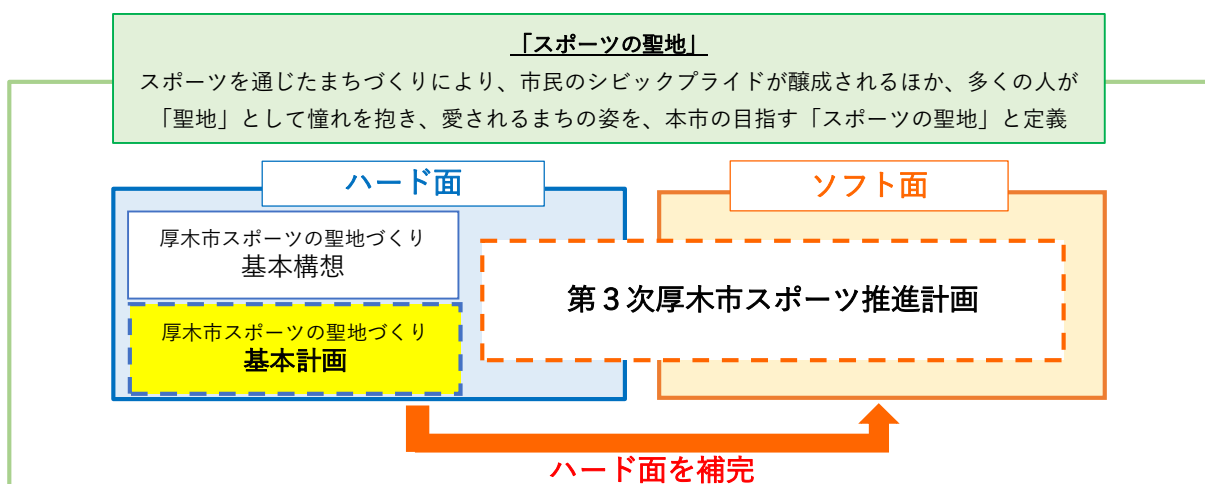
スポーツの聖地の実現に当たっては、これまでも取り組んできた市民スポーツ活動の推進に向けた施策のほか、トップアスリートのプレーを間近で感じられる「みるスポーツ」環境の整備などによって、スポーツを通じた更なる地域活性化と、市内外の人々が一体感を感じられるまちづくりを目指しています。

スポーツの聖地の定義

市民スポーツを始めとした「スポーツ活動の推進」、スポーツボランティアの活用などの「スポーツ活動を支える仕組みづくり」等を通して、誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる地域社会の実現を目指します。また、トップアスリートのプレーを間近に感じられる「スポーツ環境の整備」を通して、人の流れとまちのにぎわいを創出することで、更なる地域活性化を図るとともに、「トップアスリートの応援」などを通して、市内外の人々がスポーツの熱気や感動を分かち合いながら、心が熱くなるような一体感を感じられるまちづくりを目指します。

こうしたスポーツを通じたまちづくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人々が「聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を、本市の目指す「スポーツの聖地」と定義します。

図1 本市のスポーツ施策の体系



3 本計画の対象施設

(1) 対象施設

本計画では、本市が所有し、管理を行うスポーツ施設 38 施設及び本市が所有し、地元自治会等が管理を行うスポーツ施設 43 施設の計 81 施設を対象とします。

なお、各施設の今後の方向性を示すに当たっては、既存施設の方向性のほか、今後新たに整備する新規施設についても検討を行うものとします。

表 1 基本計画の対象施設

No.	施設名	施設種別	施設所管課
1	厚木野球場	競技場・野球場	スポーツ魅力創造課
2	玉川野球場	競技場・野球場	スポーツ魅力創造課
3	及川球技場	競技場・野球場	スポーツ魅力創造課
4	荻野運動公園競技場	競技場・野球場	公園緑地課
5	猿ヶ島野球場	競技場・野球場	河川下水道施設課
6	厚木テニスコート	テニスコート	スポーツ魅力創造課
7	南毛利スポーツセンターテニスコート	テニスコート	スポーツ魅力創造課
8	若宮公園テニスコート	テニスコート	公園緑地課
9	宝蔵山スポーツ広場	テニスコート	スポーツ魅力創造課
10	飯山グラウンドテニスコート	テニスコート	スポーツ魅力創造課
11	鳶尾中央公園テニスコート	テニスコート	公園緑地課
12	鷺坂公園テニスコート	テニスコート	公園緑地課
13	荻野運動公園テニスコート	テニスコート	公園緑地課
14	猿ヶ島テニスコート	テニスコート	河川下水道施設課
15	東町スポーツセンター	体育館	スポーツ魅力創造課
16	猿ヶ島スポーツセンター	体育館	スポーツ魅力創造課
17	南毛利スポーツセンター体育館	体育館	スポーツ魅力創造課
18	荻野運動公園体育館	体育館	公園緑地課
19	金田ゲートボール場	その他	スポーツ魅力創造課
20	下川入ターゲット・バード・ゴルフ場	その他	スポーツ魅力創造課
21	及川グラウンド・ゴルフ場	その他	スポーツ魅力創造課
22	荻野運動公園プール	その他	公園緑地課
23	厚木青少年広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課

No.	施設名	施設種別	施設所管課
24	旭町スポーツ広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
25	下川入サッカー場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
26	中三田スポーツ広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
27	飯山スポーツ広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
28	酒井スポーツ広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
29	戸沢橋スポーツ広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
30	飯山グラウンド	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
31	南毛利スポーツセンターグラウンド	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
32	長沼公園グラウンド	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
33	上ノ原公園グラウンド	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
34	岡田多目的広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
35	下川入スポーツ広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
36	毛利台スポーツ広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
37	岡田ふれあい広場	広場・グラウンド	スポーツ魅力創造課
38	若宮公園グラウンド	広場・グラウンド	公園緑地課
39	厚木南青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
40	上依知青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
41	長坂青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
42	関口青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
43	中依知青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
44	下依知青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
45	金田第一青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
46	金田第二青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
47	三家南鮎津橋青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
48	菁莪青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
49	上三田青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
50	及川青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
51	吾妻町青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
52	妻田青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
53	林・王子青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
54	飯山台青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課

No.	施設名	施設種別	施設所管課
55	日枝青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
56	台地堂青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
57	平山青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
58	愛名青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
59	浅間山青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
60	酒井青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
61	戸田青少年広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
62	上依知下町スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
63	山際スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
64	道満スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
65	鮎津橋スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
66	妻田第一スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
67	中三田スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
68	新宿スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
69	長谷スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
70	七沢スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
71	戸田スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
72	宮郷スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
73	棚沢スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
74	恩名スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
75	旭町3丁目スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
76	宮の里グリーンスポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
77	下川入第三スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
78	山の根スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
79	根岸スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
80	みはる野スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課
81	新開スポーツ広場	地元自治会等が管理	スポーツ魅力創造課

4 計画期間

本計画の計画期間は、基本構想の構想期間と整合を図るため、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

なお、計画期間において、社会情勢等の変化や本市のスポーツ施設を取り巻く環境、市民ニーズ等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の位置付け

本計画については、令和 8（2026）年度を計画の始期とする第 11 次厚木市総合計画との整合を図るとともに、他の関連計画との整合及び連携を図ります。また、スポーツ基本法に定める地方スポーツ推進計画として位置付けられる厚木市スポーツ推進計画における、ハード面の施策を補完するものとします。

図 4 基本計画の位置付け



6 スポーツ施設整備等に関する国の動向

国は、平成 23（2011）年にスポーツ基本法を制定し、スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定しました。その後、文部科学省においては、スポーツ基本法の理念を具現化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」を策定しました。スポーツ基本計画については、策定年度を含む 5 年間の国等が取り組むべき施策や目標等を定めた計画となっており、令和 4（2022）年 3 月には、第 3 期スポーツ基本計画が策定されました。

第 3 期スポーツ基本計画では、第 2 期スポーツ基本計画で目標として掲げた 4 つの中長期的な基本方針を踏襲しつつ、第 2 期基本計画の期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえ、国民がスポーツを「する」、「みる」、「支える」ことを真に実現できる社会を目指すために、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」といった、3 つの新たな視点が必要であることを示しました。

図 5 中長期的なスポーツ政策の基本方針（第 2 期スポーツ基本計画）

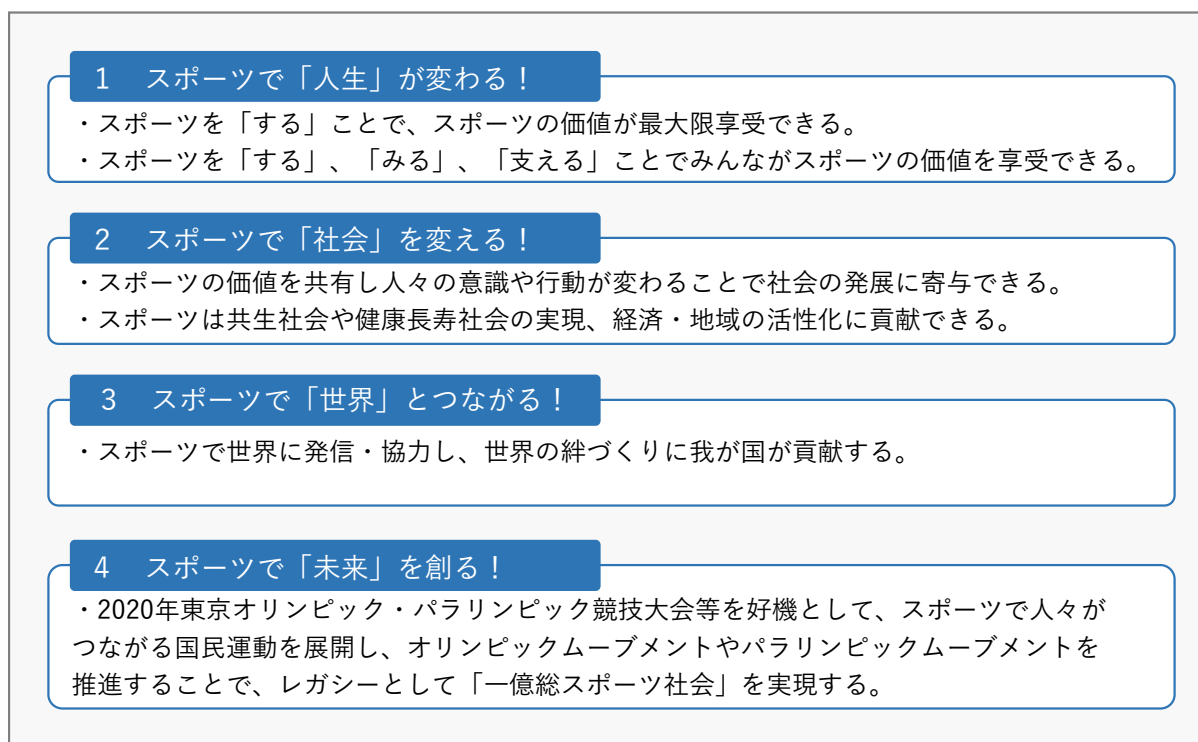
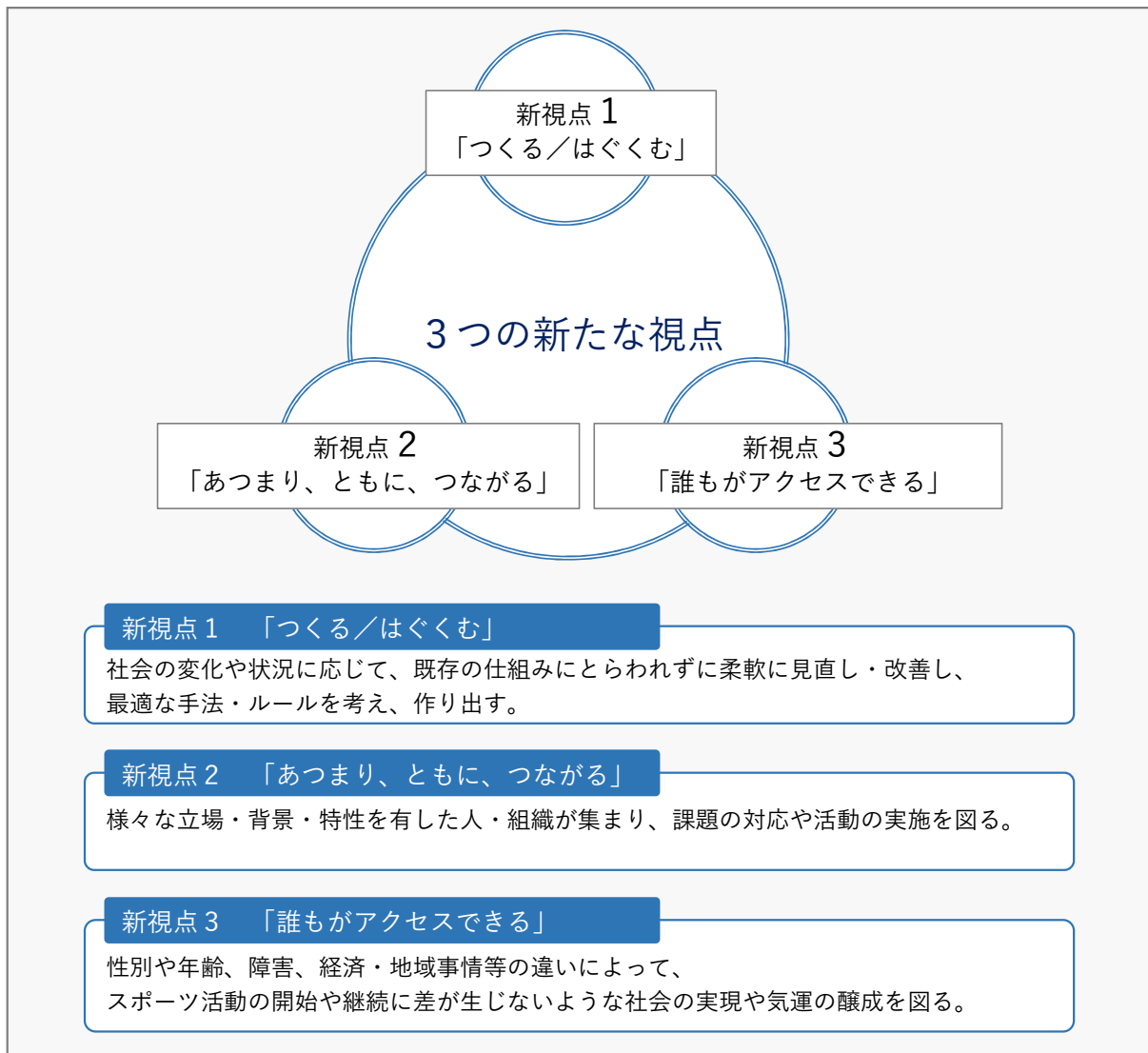


図 6 3つの新たな視点（第3期スポーツ基本計画）



第2章 本市のスポーツ施設の現状

1 人口動向と将来推計

本市を取り巻く人口動向については、我が国全体の傾向と同様に、少子高齢化が進行しており、今後も、生産年齢人口の減少及び老年人口の増加が続くことが見込まれています。こうした人口構造の変化は、地域の経済活動や社会保障の担い手の減少、地域コミュニティの縮小など、多方面に影響を及ぼすことが懸念されています。

国は令和7（2025）年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定し、人口減少や高齢化の進行を前提としつつ、地域社会の持続可能性を確保するための取組方針を示しました。同構想では、少子化対策の抜本的強化に加え、地域における生活サービスを維持するための拠点づくり、デジタル・グリーン等の成長分野の活動、地域間交流の促進、多様な人材の参画を通じて、人口減少下にあっても「安心して暮らせる」、「選ばれる」地域づくりを進めることが掲げられています。

本市においても、将来推計で示される少子高齢化の進行に対して、地域の持続可能性を高めるための取組が必要です。今後、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や交流機会の創出、地域経済の活性化や交流人口の拡大などが、持続可能なまちづくりのために一層重要性を増しています。

地方創生2.0基本構想 第3章「地方創生2.0の起動」 （抜粋）

(1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開

地方創生2.0では、少子化対策等により、今後の人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。

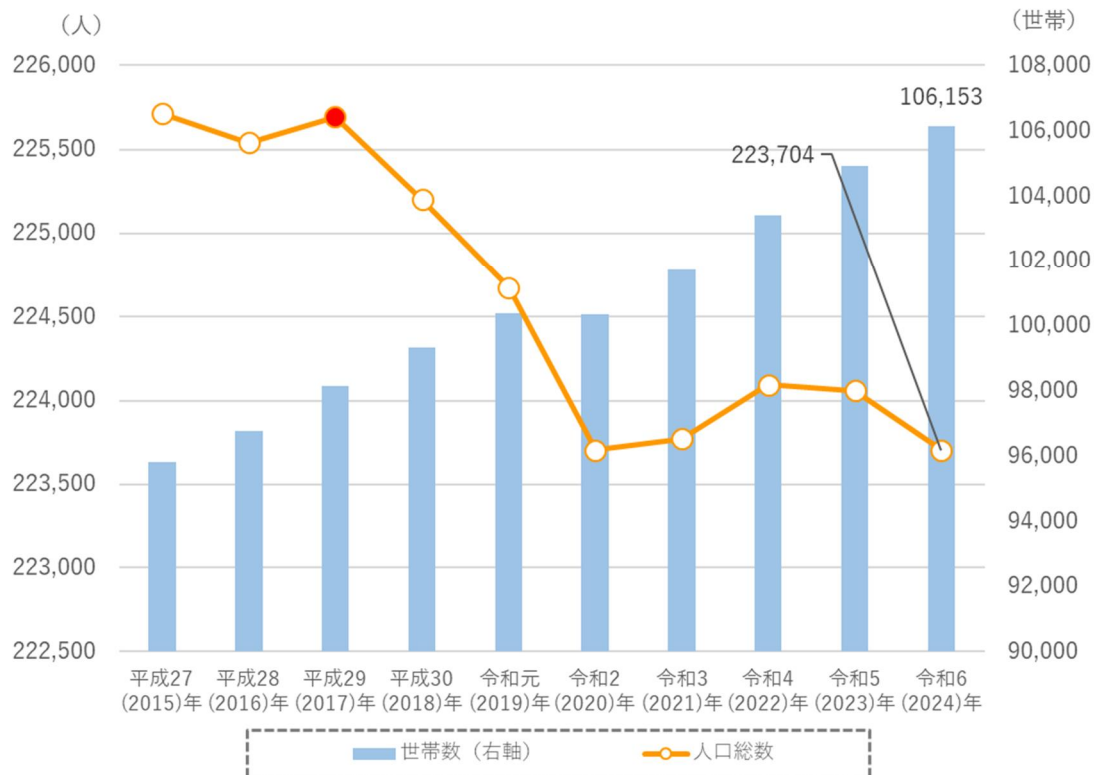
今後は、これまで以上に都市と地方の間で人的資源を含めたリソースの差が顕在化する。特に、急激な人口減少に直面している地域では、制度やサービスの担い手となる人材の確保が難しくなり、従来型の手法では立ち行かない事態が生じる可能性が高まっている。

厳しい状況の中にあっても、限られた財源や人材を最大限にいかしながら、地域にとって本当に必要なサービスを、過不足なく、かつ持続可能な形で提供し続ける体制や制度を構築することが必要である。

(1) 人口及び世帯数

本市の直近 10 年間の人口総数の推移については、平成 29（2017）年まで微増傾向となっていました。平成 30（2018）年以降、減少に転じました。また、直近 10 年間の世帯数の推移については、令和 2（2020）年に一旦減少しましたが、その後は一貫して増加しています。人口総数が減少する一方、世帯数の増加が進んでいることから、一世帯当たりの人口が減少しており、今後、地域におけるコミュニティ形成などが課題となる中、スポーツ施設整備の観点からは、スポーツを通じた新たなつながりや交流の創出に寄与することが期待されます。

図 7 人口及び世帯数の推移



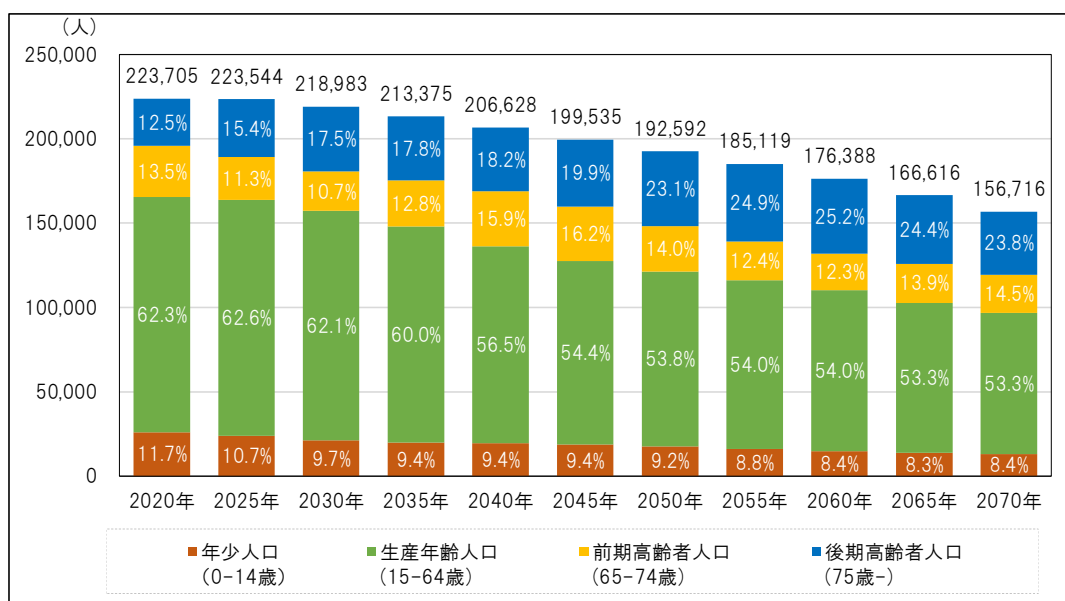
出典：平成 27（2015）年～令和 5（2023）年は「統計あつぎ」、
令和 6（2024）年は「月報あつぎ（10 月 1 日）」

(2) 人口の将来推計

令和7（2025）年10月の厚木市人口ビジョンでは、本市の人口の将来推計を示しています。生産年齢人口の構成比率については、令和7（2025）年時点の62.6%に対し、令和27（2045）年には、54.4%へと下降することが見込まれています。一方、老年人口の構成比率については、令和7（2025）年時点の26.7%に対し、令和27（2045）年には、36.1%へと大幅に上昇することが見込まれています。

スポーツ施設整備の観点からは、生産年齢人口の減少により、スポーツ施設の管理やボランティア等の担い手などについて人材確保が難しくなることが想定されるほか、老年人口の増加により、健康維持や地域交流を目的とした施設の重要性が増加することが想定されます。少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加及び人口減少に伴う税収減少が懸念される中、スポーツ施設の整備・維持管理などに関しても、効率的かつ効果的な施設整備、維持管理及び運営による持続可能性が求められます。

図8 人口の将来推計



出典：厚木市人口ビジョン（令和7（2025）年10月）

2 財政状況

(1) 普通建設事業費の推移

本市の直近 10 年間の普通建設事業費については、増加傾向となっています。なお、平成 30（2018）年の約 140 億円がピークとなっています。また、神奈川県内の県央地区及び本市に隣接する自治体のうち、人口 10 万人以上の自治体の普通建設事業費を比較したところ、本市の普通建設事業費が高い水準で推移しています。

図 9 普通建設事業費の推移

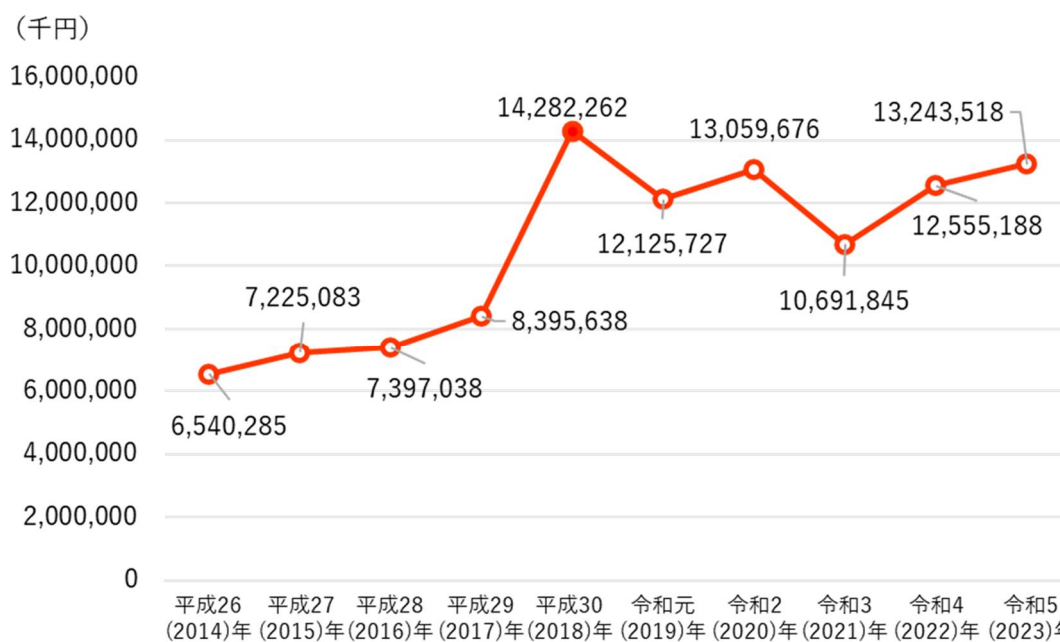
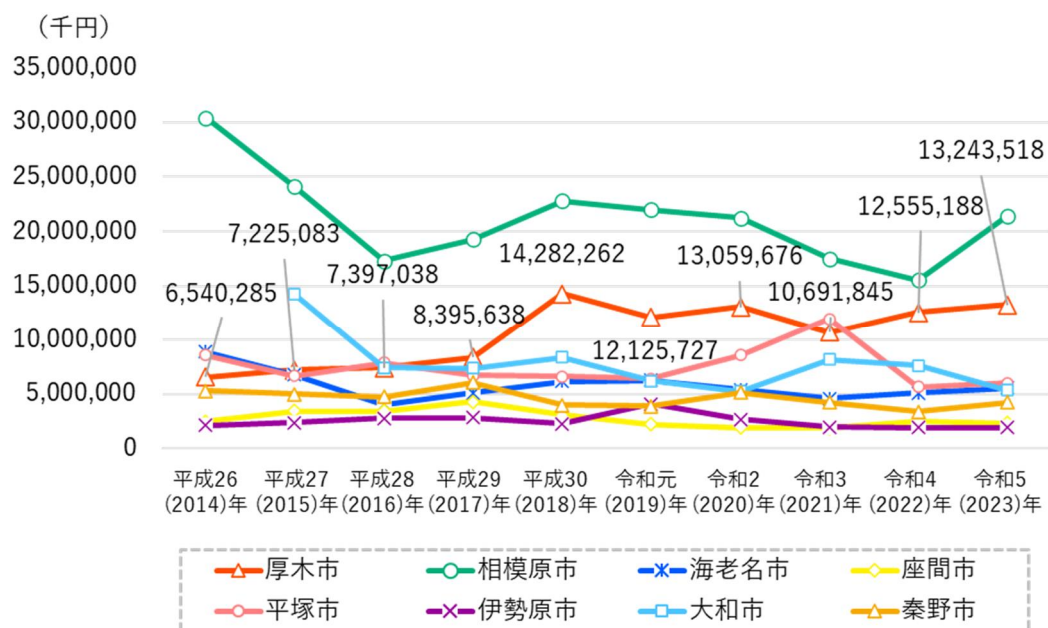


図 10 神奈川県内 6 市との比較

出典：厚木市財政状況資料集

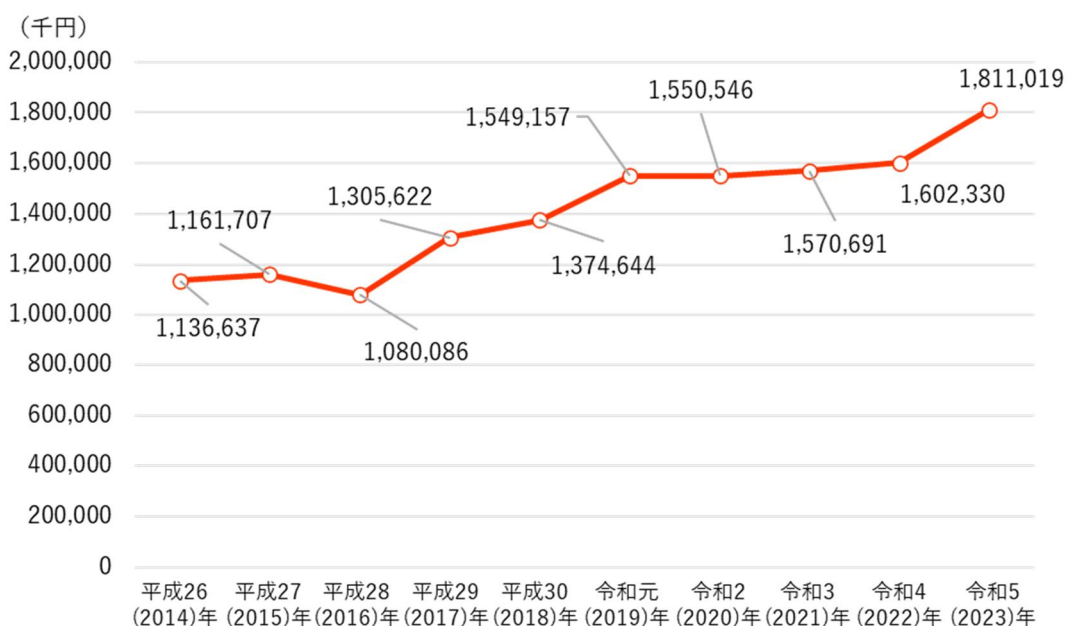


出典：各自治体財政状況資料集

(2) 維持補修費の推移

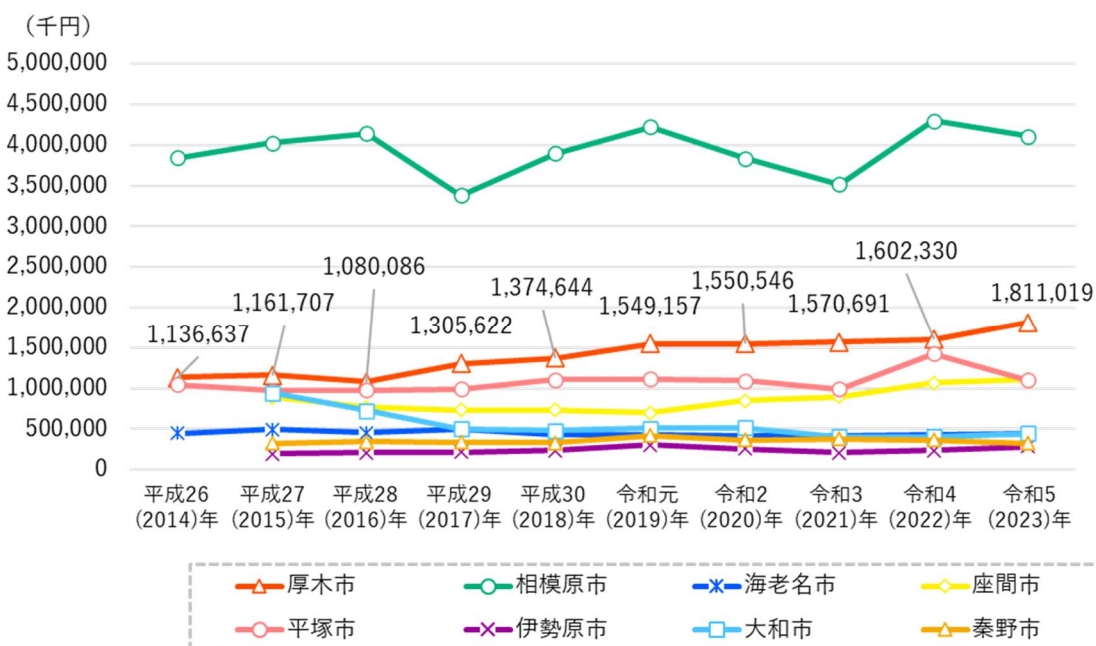
本市の直近10年間の維持補修費については、増加傾向となっています。なお、平成28(2016)年に一時減少しましたが、その後は増加を続け、令和5(2023)年には約18億円で最高額となっています。また、神奈川県内の県央地区及び本市に隣接する自治体のうち、人口10万人以上の自治体の維持補修費を比較したところ、本市の維持補修費が最も高い水準で推移しています。

図 11 維持補修費の推移



出典：厚木市財政状況資料集

図 12 神奈川県内6市との比較



出典：各自治体財政状況資料集

3 スポーツ施設の現状

(1) スポーツ施設の経過年数

本市のスポーツ施設の経過年数については、施設整備から30年以上経過している施設が約75%を占めています。また、施設種別ごとの経過年数では、「競技場・野球場」では約75%、「テニスコート」では約70%、「体育館」では約75%の施設が30年以上経過しています。今後は、老朽化が進む各施設の安全性確保や快適な利用環境の維持に必要な機能向上について検討が必要であることに加え、耐用年数を迎え、建物の更新時期が集中した際の財源や人的資源の確保が課題となります。

図 13 経過年数の割合

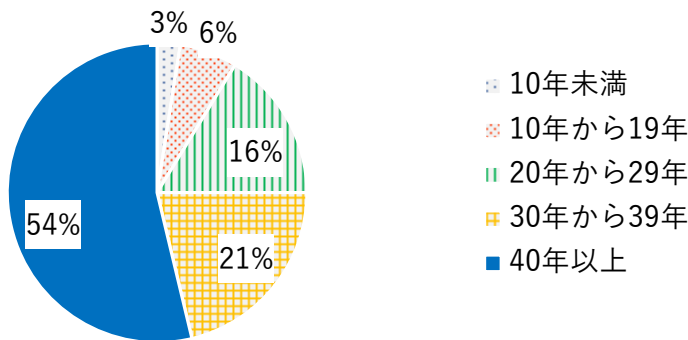
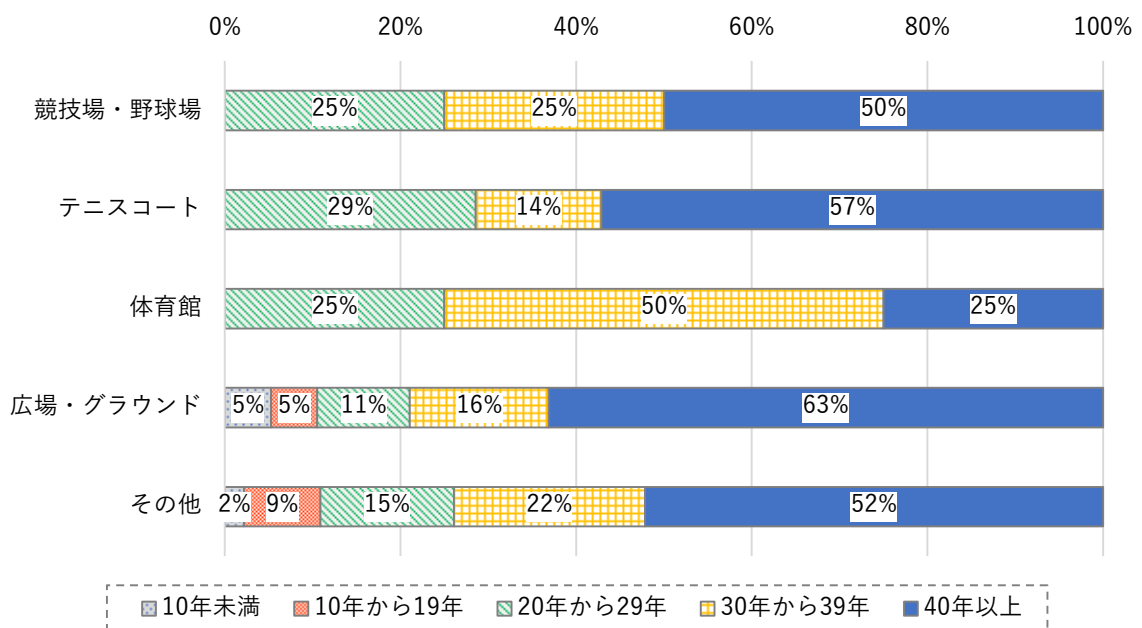


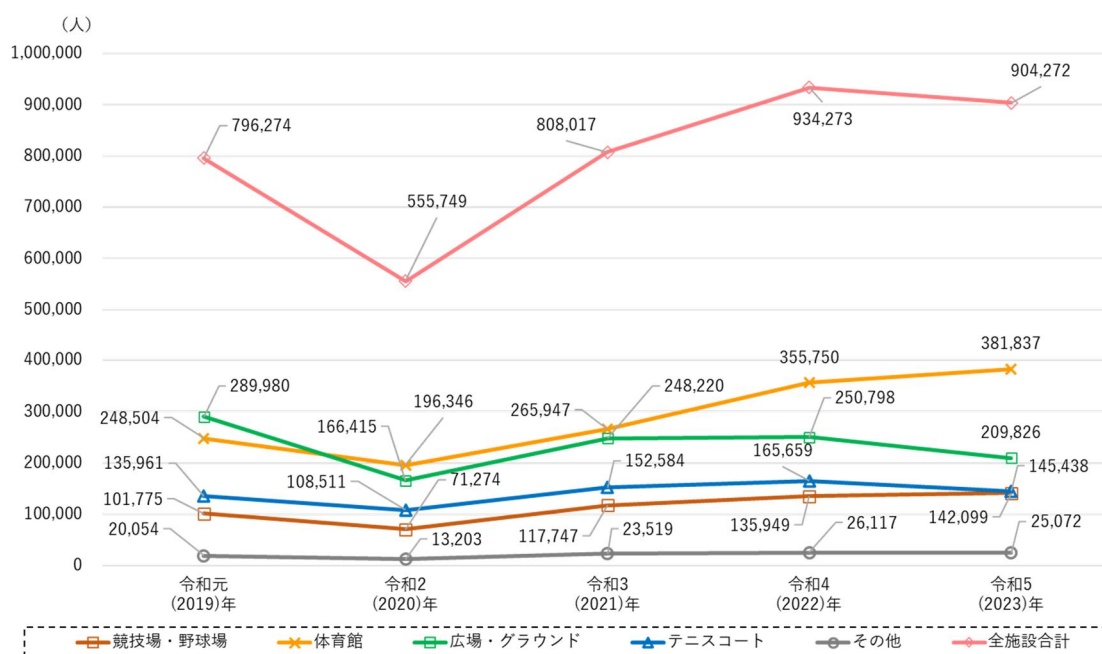
図 14 施設種別ごとの経過年数の割合



(2) スポーツ施設の利用者数

本市のスポーツ施設の利用者数については、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しましたが、全体としては増加傾向にあります。施設種別ごとでは、体育館に分類される屋内施設の利用者数が大幅に伸びており、その他の施設種別についても、広場・グラウンドを除いて、緩やかな増加傾向にあります。また、本市のスポーツ施設の施設種別ごとの利用率については、体育館が約65%、テニスコートが約67%と6割以上となっています。体育館やテニスコートについては、平日の夜間利用や大会、個人利用など、多様な利用ニーズに対応していることが利用率の高い要因として考えられます。

図 15 施設種別ごとの利用者数



出典：令和6年度あつぎのスポーツ

表 2 施設種別ごとの利用率

施設種別	利用率
競技場・野球場	44%
体育館	65%
テニスコート	61%
広場・グラウンド他	36%

出典：厚木市公共施設予約システムより

4 市民等の意向

(1) 市民アンケートの実施

本計画の策定に当たり、本市のスポーツ施設の今後の在り方についての市民の意向を確認することを目的に、令和7（2025）年10月17日から10月31日までの期間、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。調査の結果、新たな施設整備等においては、「プロスポーツ観戦が可能な施設整備」や「新たな競技施設（市民スポーツ）の整備」、既存施設においては、「老朽化した施設の改修」が求められていることを確認しました。

また、新たなスポーツ施設整備については、多くの市民から「多目的アリーナ」が求められていることを確認しました。

表3 市民アンケートの概要

項目	内容
実施期間	令和7（2025）年10月17日から10月31日まで
対象者	市民2,478人（無作為抽出）
回答率	33.1%

問1 新たな施設の整備・機能の追加について（1つ選択）

No.	選択肢	件数	割合（%）
1	新たな競技施設（市民スポーツ）の整備	272	33.2
2	プロスポーツ観戦が可能な施設の整備	282	34.4
3	全国大会などを誘致できる施設の整備	93	11.3
4	アーバンスポーツ（BMX,スケートボードなど）施設の導入	44	5.4
	無回答	129	15.7
	合計	820	100

問2 既存施設の改修・強化について（1つ選択）

No.	選択肢	件数	割合（%）
1	老朽化した施設の改修	303	37.0
2	施設需要に応じた用途（競技）変更	113	13.8
3	施設の長寿命化を目的とした改修	108	13.2
4	ナイター設備や空調など利便性向上を目的とした設備の強化	197	24.0
	無回答	99	12.1
	合計	820	100

問3 新たなスポーツ施設ができるとしたら、どのような施設を求めますか（1つ選択）

No.	選択肢	件数	割合（%）
1	野球場	84	10.2
2	サッカー場	39	4.8
3	テニスコート	35	4.3
4	多目的アリーナ	461	56.2
5	アーバンスポーツが可能な施設	39	4.8
6	その他	79	9.6
	無回答	83	10.1
	合計	820	100

(2) 厚木市スポーツ協会加盟団体へのアンケート調査

本計画の策定に当たり、本市のスポーツ施設の今後の在り方についての関係者の意向を確認することを目的に令和7（2025）年5月7日から5月16日までの期間、厚木市スポーツ協会加盟団体を対象としたアンケート調査を実施しました。調査の結果、「老朽化した施設の改修」や「全国大会などを誘致できる施設や新たな競技施設の整備」、また「ナイター設備や空調などの設備強化」などが、ニーズとして優先度が高く、今後の施設整備の方向性として望まれていることを確認しました。

厚木市スポーツ協会加盟団体へのアンケート調査結果

問 市内スポーツ施設に今後求めること

ア ニーズが高い取組

(ア) 老朽化した施設の改修

老朽化した施設の改修については、最優先又は優先と回答した方が約85%を占めています。施設利用者の安全性・快適性を確保するための対応が求められています。

(イ) 全国大会などを誘致できる施設の整備

全国大会などを誘致できる施設の整備については、最優先又は優先と回答した方が約70%を占めています。地域活性化や交流人口の増加を見据えた施設の整備が求められています。

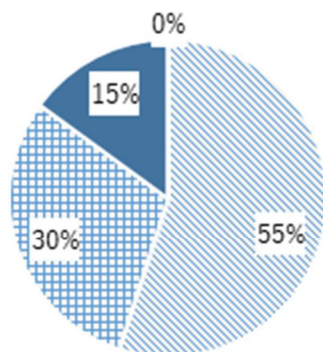
(ウ) 新たな競技施設の整備

新たな競技施設の整備については、最優先又は優先と回答した方が約70%を占めています。市民がスポーツ活動を行う新たな競技施設の整備が求められています。

(エ) ナイター設備や空調などの設備強化

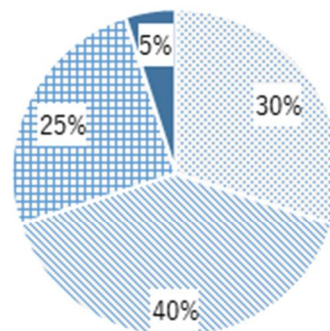
ナイター設備や空調などの設備については、最優先又は優先と回答した方が約50%を占めています。既存施設の快適な利用環境の確保に向けたサービス強化が求められています。

老朽化した施設の改修



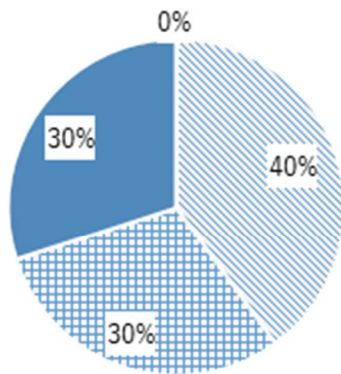
※ 最優先として取り組むべきである
▨ 優先的に取り組むべきである
■ 取り組むべきである
■ 必要性を感じない

全国大会などを誘致できる施設整備



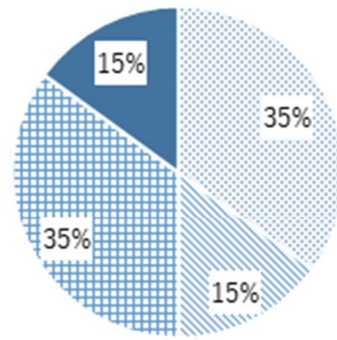
※ 最優先として取り組むべきである
▨ 優先的に取り組むべきである
■ 取り組むべきである
■ 必要性を感じない

新たな競技施設の整備



- ※ 最優先として取り組むべきである
- H 優先的に取り組むべきである
- 取り組むべきである

ナイター設備や空調などの設備強化



- ※ 最優先として取り組むべきである
- ※ 優先的に取り組むべきである
- + 取り組むべきである
- 必要性を感じない

イ ニーズが比較的高い取組

(ア) 長寿命化を目的とした改修

施設の長寿命化を目的とした改修については、最優先又は優先と回答した方が約 50%を占めています。

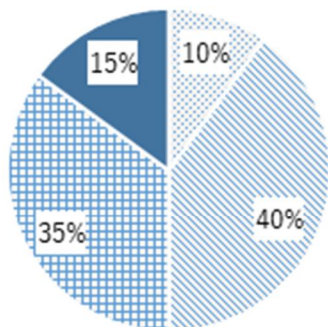
(イ) プロスポーツ観戦が可能な施設の整備

プロスポーツ観戦が可能な施設の整備については、最優先又は優先と回答した方が約 35%を占めています。

(ウ) 施設需要に応じた用途変更

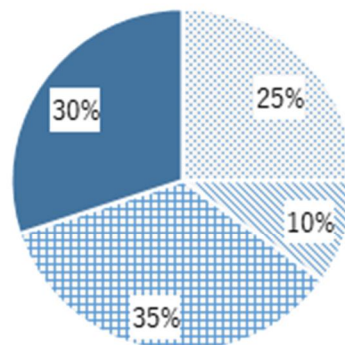
施設需要に応じた用途変更については、最優先又は優先と回答した方が約 25%を占めています。

長寿命化を目的とした改修



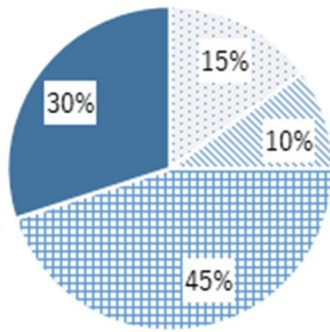
- ※ 最優先として取り組むべきである
- ※ 優先的に取り組むべきである
- ± 取り組むべきである
- 必要性を感じない

プロスポーツ観戦が可能な施設の整備



- ※ 最優先として取り組むべきである
- ※ 優先的に取り組むべきである
- + 取り組むべきである
- 必要性を感じない

施設需要に応じた用途変更



- ⦿ 最優先として取り組むべきである
- ⦿ 優先的に取り組むべきである
- ⦿ 取り組むべきである
- 必要性を感じない

5 本市のスポーツ施設の課題

本市の人口動向、財政状況、スポーツ施設の現状、国の動向などを踏まえ、本市のスポーツ施設の課題について、次のとおり整理します。

(1) 人口動向からの課題

平成 30（2018）年以降、本市の人口総数は減少傾向にあり、今後も減少が予測されます。一方で、世帯数は増加しており、単身世帯、とりわけ高齢者単身世帯の増加が顕著となっています。これらの人口構造の変化を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

課題 1 人口減少の進行と地域コミュニティの希薄化

1 地域交流・居場所としての役割

地域のつながりが薄れつつある中、単なる運動の場や競技志向の施設のみでなく、スポーツを通じた「地域交流の場」として、日常的に気軽に利用することができ、地域住民の接点となる場所となることが求められます。施設ごとの位置付けを明確にし、「地域交流の場」としての役割を果たすための具体的な方策を検討する必要があります。

2 バリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安全・快適に利用できるよう、バリアフリーに対応した施設整備や既存施設のユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

3 スポーツ需要の多様化への対応

スポーツ需要の多様化に対応するため、「する」スポーツに加えて、「みる」スポーツの充実が求められています。交流人口の拡大や地域活性化の観点から、交通アクセスのよい市街地等におけるスポーツの観戦環境の整備を検討する必要があります。

(2) 財政状況からの課題

本市においては、施設の老朽化対応が本格化する局面を迎えており、公共施設の維持補修費は、年々増加しています。スポーツ施設においても、約75%の施設が整備後30年以上を経過しており、将来的な更新費用や改修費用の増大が避けられない状況となっています。このような状況を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

課題2 財政負担の増大と持続可能性の確保

1 施設の集約化・計画的な改修の実施

スポーツ施設の維持補修費の増加が見込まれることから、各施設の需要を踏まえた上で施設の集約化等を進めるとともに、施設を長期にわたり安全・快適に利用いただくために、計画的な改修を行う必要があります。

2 民間活力の活用

限られた財源の中で持続可能な行政サービスを提供するためには、施設の効率的な維持管理・運営が不可欠となります。使用料の適正化など、適切な施設の運用を行うほか、本市のスポーツ施設で既に導入している指定管理者制度を始めとするPPP/PFI手法など、民間活力の一層の活用を検討し、財政負担の抑制とサービス水準確保の両立を図る必要があります。

(3) スポーツ施設の現状からの課題

本市のスポーツ施設の利用者数について、特に体育館等の屋内施設は、新型コロナウイルス感染症の影響から顕著に回復しており、加えて、グラウンド・ゴルフ等の利用者数については、緩やかながら増加傾向にあります。また、利用率については、体育館やテニスコートなど、夜間利用や大会・個人利用などの多様な利用形態に対応可能な施設で高い水準となっています。これらの状況を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

課題3 施設機能及びストックの適正化

1 市民の利用機会の確保

体育館については、土日・平日夜間に需要が集中しており、平日昼間については需要が低い状況です。テニスコートについては、全体として需要が高く、特に土日・平日夜間などの時間帯において需要が集中している状況であり、活動意欲のある市民の利用機会を確保するための施設機能の充実を検討する必要があります。

2 需要に応じた施設の集約化

広場・グラウンドについては、利用率が低く、各施設の有効活用がなされていない可能性があります。特に河川敷に立地するスポーツ広場については、立地特性上、台風や豪雨による冠水リスクが高く、復旧に相応のコストを要することから、需要に応じた施設の集約等を進めることでストックを適正化する必要があります。

第3章 スポーツ施設整備の考え方

1 スポーツ施設整備の実施方針

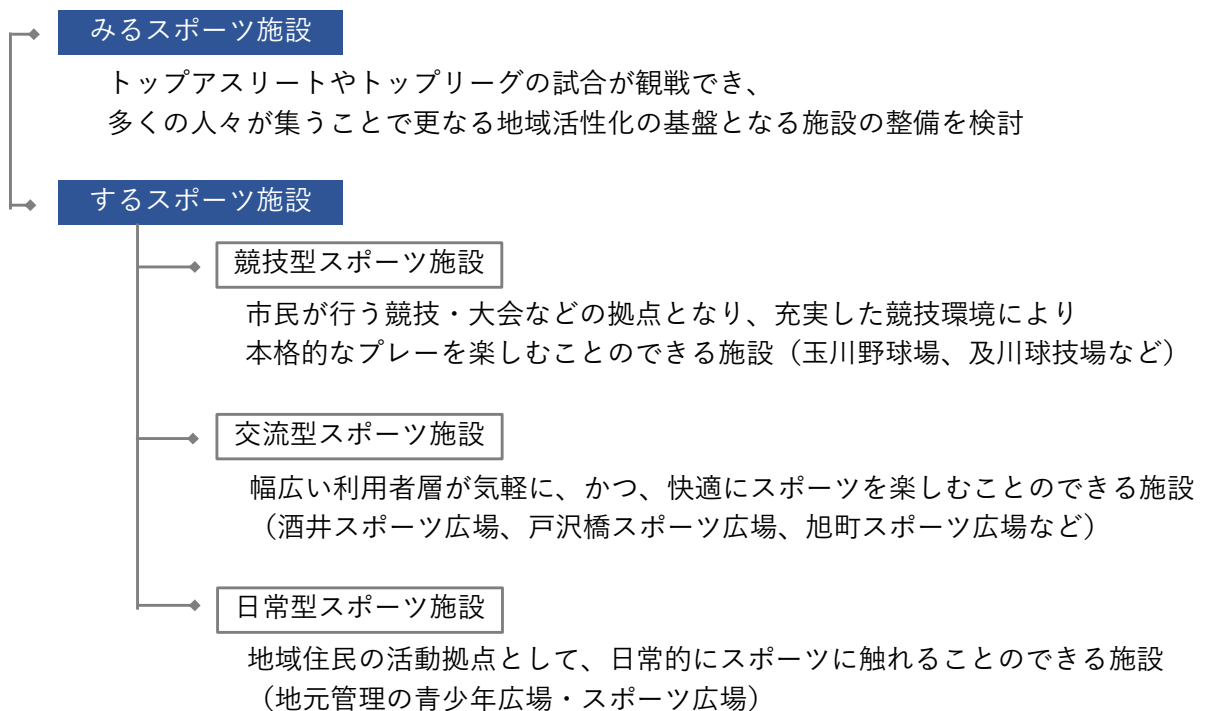
本市のスポーツ施設の課題に対応した今後の施設整備を実現するため、スポーツ施設整備の実施方針を次のとおり示します。なお、今後、施設評価等の結果を踏まえた個別施設ごとの方向性を定めるに当たっては、実施方針の視点を踏まえた検討を行います。

(1) 各施設の位置付けの明確化

本市には、玉川野球場や及川球技場、南毛利スポーツセンターなどの本格的な競技が可能な施設から、各地区に整備されている地元管理のスポーツ広場まで、市民が多様なレベルでスポーツに親しむことのできる施設が点在しています。

高齢化等を背景とした健康志向の高まりや、プロスポーツ人気の定着などにより、気軽にスポーツを楽しみたい層から競技志向で本格的に取り組みたい層まで、スポーツに対する市民ニーズが一層多様化しています。今後、スポーツ施設の効果的な運用を図るためには、各施設の位置付けを明確にし、施設相互の機能補完を促進する必要があります。このことから、本市ではスポーツ施設を「みるスポーツ施設」及び「するスポーツ施設」に大別し、「するスポーツ施設」については、競技大会等が開催可能な「競技型スポーツ施設」、多世代が快適に利用できる「交流型スポーツ施設」及び地域に密着した「日常型スポーツ施設」の3分類に整理し、各施設の特性に応じた施設整備を進めていきます。

図 16 スポーツ施設の位置付け



(2) スポーツ施設の機能充実

長期にわたり施設を安全・快適に利用いただくために、計画的な長寿命化改修による機能回復・機能向上を推進します。また、高齢者や障がい者、子育て世代など、多様な市民ニーズに対応し、バリアフリーに対応した施設整備や既存施設のユニバーサルデザイン化を推進することで、誰もが安全・快適に利用できる環境を整備します。

加えて、スポーツ観戦への関心の高まりや、本市が取り組むプロスポーツチームとの連携等による機運の高まりを背景に、「する」スポーツに加え「みる」スポーツの充実が求められており、交流人口の拡大や地域活性化への大きな効果が期待できる中心市街地における観戦環境の整備についても検討を進めます。

また、施設利用の実態に基づき、利用需要が高い施設については、必要性を十分に精査した上で、市民の利用機会を確保するための機能充実を検討します。

(3) ランニングコストの抑制

本市では、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を目的として、平成 27（2015）年に厚木市公共施設最適化基本計画を策定しました。本計画では、公共施設の最適化を通じて、持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次世代へと引き継ぐという厚木市公共施設最適化基本計画の趣旨を踏まえ、スポーツ施設の今後の方向性を検討します。

新たな施設整備にあっては、当該施設の「みる」又は「する」スポーツとして果たす役割を踏まえ、同様の機能を有する施設との集約化を図ることで施設総量の抑制と機能充実を両立します。その際、集約化により余剰となる施設については、他用途としての活用を検討するほか、原則として売却を視野に入れ、新規施設の維持管理に係る財政負担の抑制を図ります。

また、近年の気候変動等により台風、集中豪雨などの風水害が頻発・激甚化する中、特に河川敷に立地するスポーツ広場については、台風や豪雨等による冠水リスクが高く、復旧に多大なコストを要することから、施設の利用状況を十分に精査した上で、集約化による施設数の適正化を図ります。併せて、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域に立地するスポーツ施設についても、防災上のリスクや管理負担を踏まえて、集約化による施設数の適正化を図ります。

さらに、施設の整備及び維持管理・運営に当たっては、指定管理者制度や PPP/PFI 手法など、民間活力を活用することにより、施設サービスの質的向上と財政負担の抑制の両立を目指します。

(白紙調整)

第4章 既存スポーツ施設の評価

既存スポーツ施設の評価については、ストック適正化ガイドラインに基づき実施します。スポーツ施設の現況評価（一次評価）においては、「安全性・機能性」及び「経済性」を評価し、各施設の方向性（維持、改善又は改廃）を判断します。スポーツ施設の評価（二次評価）においては、スポーツ施設の現況評価の結果及び政策優先度を踏まえ、各施設の基本方針（機能保持、総量コントロール又は建て替え再整備）及び適用手法を判断します。

表 4 既存スポーツ施設の評価項目及び判断内容

段階	評価項目	判断内容
一次評価	安全性・機能性	安全性・機能性・経済性の評価内容を踏まえ、各施設の方向性（維持、改善又は改廃）について判断する。
	経済性	
二次評価	政策優先度	一次評価の結果及び政策優先度を踏まえ、各施設の基本方針（機能保持、総量コントロール又は建て替え再整備）及び適用手法を判断する。

なお、本計画の対象施設のうち、荻野運動公園については、令和5（2023）年度に中長期修繕計画を策定し、施設の存続を前提に計画的な維持管理を実施していることから、評価対象から除外します。猿ヶ島野球場及びテニスコートについては、神奈川県流域下水道事業で汚泥貯留施設の上部利用施設として整備された神奈川県所有の施設であることから、評価対象から除外します。また、地元自治会等が管理しているスポーツ広場及び青少年広場については、評価対象から除外し、管理者へのアンケート調査等を通じて今後の方向性を検討します。

図 17 既存スポーツ施設の評価のフローチャート

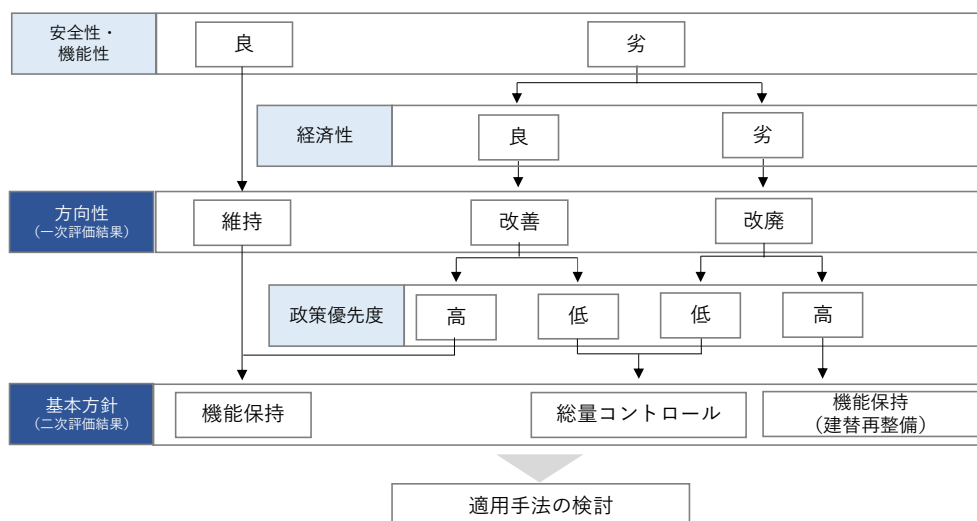


表 5 評価対象施設一覧

No.	種別	施設名	場所	整備年	有料施設	指定管理	地域防災計画上の位置付け
1	競技場・野球場	厚木野球場	厚木2325	昭和32 (1957)年	○		市・県指定ヘリコプター臨時離着陸場
2	競技場・野球場	玉川野球場	小野286-6	昭和55 (1980)年	○		
3	競技場・野球場	及川球技場	及川1-17-1	平成8 (1996)年	○	○	指定避難所・指定緊急避難場所
4	テニスコート	厚木テニスコート	厚木2348-口	昭和42 (1967)年	○		
5	テニスコート	南毛利スポーツセンターテニスコート	温水西1-27-2	昭和53 (1978)年	○	○	
6	テニスコート	若宮公園テニスコート	森の里1-39	昭和60 (1985)年	○		指定避難所・指定緊急避難場所
7	テニスコート	宝蔵山テニスコート	森の里若宮1-1	平成8 (1996)年			
8	テニスコート	飯山グラウンドテニスコート	飯山3981	昭和53 (1978)年			
9	テニスコート	鷺尾中央公園テニスコート	鷺尾2-11	昭和58 (1983)年			
10	テニスコート	鷺坂公園テニスコート	宮の里3-1	昭和60 (1985)年			
11	体育館	東町スポーツセンター	東町2-1	平成6 (1994)年	○	○	帰宅困難者用一時滞在施設
12	体育館	猿ヶ島スポーツセンター	猿ヶ島195-129	平成9 (1997)年	○	○	
13	体育館	南毛利スポーツセンター体育館	温水西1-27-1	昭和51 (1976)年	○	○	
14	その他	金田ゲートボール場	金田860	平成18 (2006)年			
15	その他	下川入ターゲット・バード・ゴルフ場	下川入地先	平成20 (2008)年			
16	その他	及川グラウンド・ゴルフ場	及川722-2	令和5 (2023)年			
17	広場・グラウンド	厚木青少年広場	厚木2348	昭和41 (1966)年			
18	広場・グラウンド	旭町スポーツ広場	厚木3014-2	昭和55 (1980)年			市指定ヘリコプター臨時離着陸場
19	広場・グラウンド	下川入サッカー場	関口地先	平成9 (1997)年			
20	広場・グラウンド	中三田スポーツ広場	三田3445	平成2 (1990)年			
21	広場・グラウンド	飯山スポーツ広場	飯山4569	昭和50 (1975)年			
22	広場・グラウンド	酒井スポーツ広場	酒井地先	昭和56 (1981)年			県指定ヘリコプター臨時離着陸場
23	広場・グラウンド	戸沢橋スポーツ広場	戸田地先	平成3 (1991)年			
24	広場・グラウンド	飯山グラウンド	飯山3981	昭和53 (1978)年			
25	広場・グラウンド	南毛利スポーツセンターグラウンド	温水西1-27-1	昭和51 (1976)年		○	
26	広場・グラウンド	長沼公園グラウンド	長沼244	昭和50 (1975)年			
27	広場・グラウンド	上ノ原公園グラウンド	上依知3024	昭和50 (1975)年			
28	広場・グラウンド	岡田多目的広場	岡田地内	平成14 (2002)年			
29	広場・グラウンド	下川入スポーツ広場	下川入1284-5	平成2 (1990)年			
30	広場・グラウンド	毛利台スポーツ広場	毛利台3-1612-55	昭和54 (1979)年			
31	広場・グラウンド	岡田ふれあい広場	岡田地内	平成14 (2002)年			
32	広場・グラウンド	若宮公園グラウンド	森の里1-39	昭和60 (1985)年			指定避難所・指定緊急避難場所

1 スポーツ施設の現況評価（一次評価）について

スポーツ施設の現況評価（一次評価）については、「安全性・機能性」及び「経済性」の評価結果から、各施設の方向性（維持、改善又は改廃）を判断します。「安全性・機能性」の評価結果が「劣」であった施設については、「経済性」について評価を行います。

なお、ストック適正化ガイドラインにおいては、各施設の方向性を判断した後、耐震性の確認を行うこととされていますが、本市の公共施設で昭和 56（1981）年 5 月以前の旧耐震基準で建築されたものについては、耐震診断により耐震性を確認しており、耐震診断結果において補強が必要となったものについては、厚木市耐震改修促進計画に基づき、耐震補強による耐震化が完了していることから、本計画の評価における耐震性の確認については省略するものとします。

(1) 「安全性・機能性」に関する評価

「安全性・機能性」の評価については、ストック適正化ガイドラインに基づき、施設の「安全性」、「機能性」、「屋外スポーツ施設の状況」、「スポーツ施設の安全対策」について、現地調査を行い、施設の状況を確認します。また、評価基準については、国土交通省が定める「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」における「健全度判定における評価基準」を採用します。

表 6 「安全性・機能性」に関する評価項目

項目	判断内容
安全性	劣化状況が利用者等の安全に与える影響を確認 ・経過年数／躯体の劣化状況（剥離、ひび割れ）／屋根、外壁材の劣化状況（剥離、ひび割れ）等
機能性	施設機能（性能）を維持するために必要となる空間性能、運用に関連する問題及びバリアフリー対策等の状況を確認 ・内装の劣化状況（天井、壁、床、建具等）／付帯設備（トイレ、更衣室等）の整備状況／バリアフリー対応状況
屋外スポーツ施設の状況	舗装や付帯設備など、各施設の健全度に関する基礎情報を確認 ・舗装の健全度／付帯設備の健全度（フェンス、観覧席）等
スポーツ施設の安全対策	安全に施設を利用するための平坦性確保の状況等について確認 ・屋内フロアの状況／屋外コートの状況／AED の設置状況 等

表 7 「安全性・機能性」に関する評価基準

評価	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全である。 緊急の修繕の必要がないため、日常の維持保全で管理するもの
B	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に健全だが、部分的な劣化が進行している。 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で劣化部分について、定期的な観察が必要なもの
C	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化が進行している。 現時点では重大な事故にはつながらないが、利用し続けるためには部分的な補修又は更新が必要なもの
D	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に顕著な劣化がある。 重大な事故につながるおそれがあり、施設の利用禁止又は緊急な補修若しくは更新が必要とされるもの

(2) 「経済性」に関する評価

「経済性」については、「安全性・機能性」の評価において、C又はDを含む結果となった場合を「劣」と評価し、「劣」と評価された施設を対象に評価を行います。評価に当たっては、各施設の維持管理費の過去5か年の平均額を算出し、各施設の単位面積当たりの支出額及び利用者一人当たりの支出額を同一の施設種別内で比較することにより、経済性の「良」又は「劣」を判定します。

表 8 「経済性」の評価基準

評価対象	判断内容
単位面積当たりの支出額 (支出額/敷地面積)	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の施設種別内で支出額を比較し、中央値を下回る施設を「良」と評価する。 ・中央値を上回る施設を「劣候補」として、利用者一人当たりの支出額の比較を行う。
利用者一人当たりの支出額 (支出額/利用者数)	<ul style="list-style-type: none"> ・単位面積当たりの支出額の比較で「劣候補」となった施設を対象に、利用者一人当たりの支出額を比較する。 ・中央値を下回る施設を「良」、上回る施設を「劣」と評価する。

(3) スポーツ施設の現況評価（一次評価）の結果

スポーツ施設の現況評価（一次評価）の結果は、次のとおりです。

表 9 スポーツ施設の現況評価（一次評価）の結果

No.	施設名	施設の 方向性	安全性・機能性				経済性
			安全性	機能性	屋外スポーツ施設 の状況	安全対策	
1	厚木野球場	維持	B	B	B	A	－
2	玉川野球場	維持	B	B	A	A	－
3	及川球技場	維持	B	B	B	B	－
4	厚木テニスコート	維持	B	B	B	A	－
5	南毛利スポーツセンターテニスコート	維持	B	B	A	A	－
6	若宮公園テニスコート	維持	B	B	B	A	－
7	宝蔵山テニスコート	改善	－	B	C	C	良
8	飯山グラウンドテニスコート	維持	－	B	B	A	－
9	鳶尾中央公園テニスコート	維持	－	A	B	A	－
10	鷺坂公園テニスコート	維持	－	B	B	A	－
11	東町スポーツセンター	維持	B	B	－	A	－
12	猿ヶ島スポーツセンター	改善	C	C	－	A	良
13	南毛利スポーツセンター体育館	改善	C	D	－	A	良
14	金田ゲートボール場	維持	－	B	B	A	－
15	下川入ターゲット・バード・ゴルフ場	維持	－	B	B	B	－
16	及川グラウンド・ゴルフ場	維持	－	B	A	A	－
17	厚木青少年広場	維持	－	A	B	A	－
18	旭町スポーツ広場	維持	－	A	A	A	－
19	下川入サッカー場	維持	－	B	B	A	－
20	中三田スポーツ広場	維持	－	B	B	A	－
21	飯山スポーツ広場	維持	－	B	B	A	－
22	酒井スポーツ広場	維持	－	A	A	A	－
23	戸沢橋スポーツ広場	維持	－	B	B	A	－
24	飯山グラウンド	維持	－	B	A	A	－
25	南毛利スポーツセンターグラウンド	維持	－	A	B	A	－
26	長沼公園グラウンド	維持	－	B	B	A	－
27	上ノ原公園グラウンド	維持	－	B	B	B	－
28	岡田多目的広場	改廃	－	C	A	A	劣
29	下川入スポーツ広場	維持	－	B	B	B	－
30	毛利台スポーツ広場	改善	－	B	D	D	良
31	岡田ふれあい広場	改廃	－	D	C	C	劣
32	若宮公園グラウンド	維持	B	B	B	A	－

2 スポーツ施設の環境評価（二次評価）について

スポーツ施設の環境評価（二次評価）については、一次評価で判断した各施設の方向性（維持、改善又は改廃）を基に、政策優先度を加味した基本方針（機能保持、総量コントロール又は建て替え再整備）及び適用手法を判断します。政策優先度の判定に当たっては、各施設の利用状況や法令適合、災害リスク、地域防災計画上の位置付けなどを総合的に踏まえるものとします。

(1) 政策優先度の判定基準

政策優先度については、一次評価で判断した各施設の方向性が「改善」又は「改廃」となった施設を対象に判定を行います。政策優先度の判定基準となる項目及び考え方は、次のとおりです。なお、本格的なプレーを行うことのできる競技型スポーツ施設については、市内全域からの利用を前提とするため、類似施設の有無については、評価項目から除外します。

表 10 政策優先度の判定基準

基本方針	内容
利用状況	・ 平日、土日祝日の稼働率の状況 ・ 施設利用の実態（特定の利用団体だけが施設を利用している状況になっていないか）など
法令適合	・ 河川区域内における構造物の改修制限 ・ 建築基準法上の既存不適格など
類似施設の有無	・ 同一地区内における類似施設（同一の施設種別）の立地状況
災害リスク	・ 河川区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域への指定状況など
地域防災計画上の位置付け	・ 地域防災計画上の位置付けの有無、内容など

(2) 基本方針の概要

ストック適正化ガイドラインに示される基本方針の概要は、次のとおりです。

表 11 基本方針の概要

基本方針	内容
(スポーツ施設としての) 機能保持	現在の施設の機能を保持する。老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。老朽化が激しいものについては、建て替え再整備の時期や方法について検討する。
総量コントロール	将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

(3) 適用手法の概要

基本方針に基づき、個別の施設の適用手法を判断します。適用手法の検討に当たっては、現在の施設の利用状況や周辺施設の立地状況などを踏まえます。ストック適正化ガイドラインに示される適用手法の概要は、次のとおりです。

表 12 適用手法の概要

基本方針	適用手法の例	内容
機能保持	維持管理の効率化	効率的な運営方法や管理方法の検討
	長寿命化	建物の適切な保全に向けた計画的な対応
	機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修
総量 コントロール	集約化	既存の同種の施設を統合
	用途転用	施設を改修し、他の施設として利用
	縮小・廃止	施設の機能を縮小又は建物を解体・撤去

(4) スポーツ施設の環境評価（二次評価）の結果

スポーツ施設の環境評価（二次評価）の結果は、次のとおりです。

表 13 スポーツ施設の環境評価（二次評価）の結果

No.	施設名	方向性 (一次結果)	基本方針 (二次結果)	適用手法 (二次評価)	政策優先度					
					判定	利用状況	法令適合	類似施設	災害リスク	地域防災計画
1	厚木野球場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
2	玉川野球場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
3	及川球技場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
4	厚木テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
5	南毛利スポーツセンターテニスコート	維持	機能改修	機能改修	-	-	-	-	-	-
6	若宮公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
7	宝蔵山テニスコート	改善	機能保持	機能改修	高	○	○	×	△	×
8	飯山グラウンドテニスコート	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
9	鷲尾中央公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
10	鷲坂公園テニスコート	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
11	東町スポーツセンター	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
12	猿ヶ島スポーツセンター	改善	機能保持	機能改修	高	○	○	○	△	×
13	南毛利スポーツセンター体育館	改善	総量コントロール	集約化	低	○	×	○	△	×
14	金田ゲートボール場	維持	機能保持	効率化	-	-	-	-	-	-
15	下川入ターゲット・バード・ゴルフ場	維持	機能保持	効率化	-	-	-	-	-	-
16	及川グラウンド・ゴルフ場	維持	機能保持	効率化	-	-	-	-	-	-
17	厚木青少年広場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
18	旭町スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
19	下川入サッカー場	維持	機能保持	効率化	-	-	-	-	-	-
20	中三田スポーツ広場	維持	機能保持	効率化	-	-	-	-	-	-
21	飯山スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
22	酒井スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
23	戸沢橋スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
24	飯山グラウンド	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
25	南毛利スポーツセンターグラウンド	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
26	長沼公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
27	上ノ原公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
28	岡田多目的広場	改廃	総量コントロール	廃止	低	×	○	×	×	×
29	下川入スポーツ広場	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-
30	毛利台スポーツ広場	改善	総量コントロール	縮小	低	×	○	×	○	×
31	岡田ふれあい広場	改廃	総量コントロール	廃止	低	×	○	×	×	×
32	若宮公園グラウンド	維持	機能保持	長寿命化	-	-	-	-	-	-

(白紙調整)

第5章 既存スポーツ施設の方向性

1 既存スポーツ施設の見直しの方針

既存スポーツ施設の方向性を示すに当たり、各施設の位置付けに応じた見直しの方針を次のとおり示します。

(1) みるスポーツ施設

現状、荻野運動公園を活用していますが、みるスポーツに本来求められる充実した観戦環境の提供には限界があります。現状の代替的な活用状況を解消し、市民が快適に本格的な観戦を楽しめるよう機能の集約と新たな拠点整備を進めます。

(2) するスポーツ施設

「するスポーツ施設」については、次の3つの分類に基づき、各施設の方向性を示します。

表 14 本市のスポーツ施設の位置付け

位置付け	概要
競技型スポーツ施設	市民が行う競技・大会などの拠点となり、充実した競技環境により本格的なプレーを楽しむことのできる施設
交流型スポーツ施設	幅広い利用者層が気軽かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設
日常型スポーツ施設	地域住民の活動拠点として、日常的にスポーツに触れることのできる施設

ア 競技型スポーツ施設

施設機能の保持と長寿命化を基本とし、コスト面に配慮した計画的な維持管理を行います。立地環境や施設利用に課題を抱える施設については、複合化及び集約化の実施を中長期の方向性として検討し、維持管理の効率化と市民サービスの向上を目指し、PPP/PFI手法の導入を検討します。また、施設の安全性や機能性に課題があり、現地での建て替えが不可能な施設については、他の施設への機能集約を進めます。

イ 交流型スポーツ施設

施設機能の保持と長寿命化を基本とし、コスト面に配慮した計画的な維持管理を行うとともに、「維持管理の効率化」を適用手法とする施設については、施設の維持管理を利用団体へ委任することを視野に入れた検討を進めます。また、河川区域内などの立地環境に課題がある施設については、将来的な機能移転や他の競技施設を含めた複合化及び集約化の実施を中長期の方向性として検討します。一方、施設の安全性や機能性に課題があり、稼働率の低い広場などについては、廃止に向けた検討を進めます。

ウ 日常型スポーツ施設

地元自治会等が管理を行う日常型スポーツ施設については、地域からの要望により市が設置している施設であることから、管理者を始めとする関係者の意向を把握した上で、今後の在り方に関する検討を進めます。

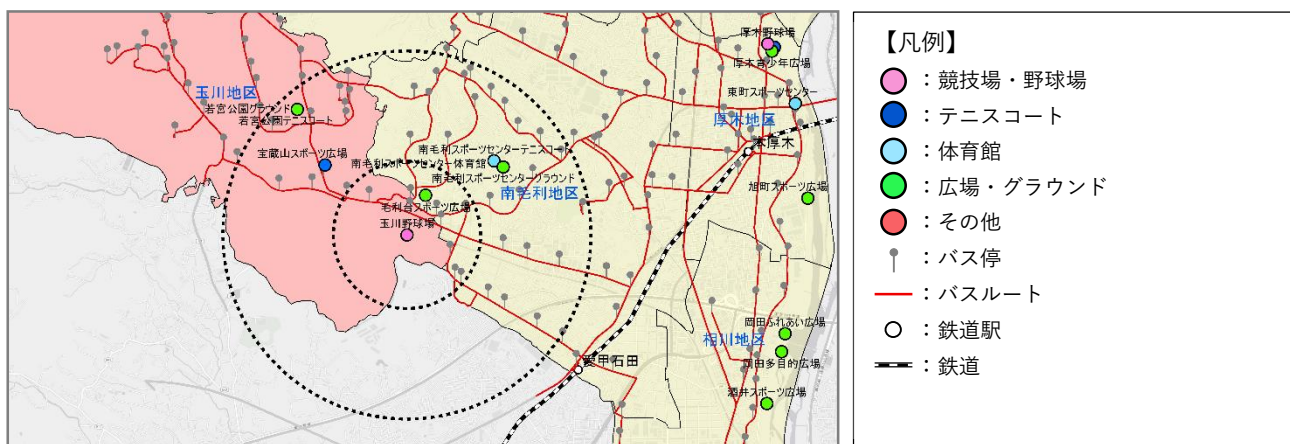
2 競技型スポーツ施設の方向性

No.1 玉川野球場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
小野 286-6	昭和 55 (1980) 年	16,021.00	野球、ソフトボール	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

安全性・機能性については、内装や屋根等に経年劣化が見られるものの、適切な水準で管理されています。立地状況については、河川区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にはいずれも該当せず、災害リスクの低い施設です。

今後も現在の機能を保持するため、ナイター照明の LED 化等の設備類の更新に対応しつつ、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

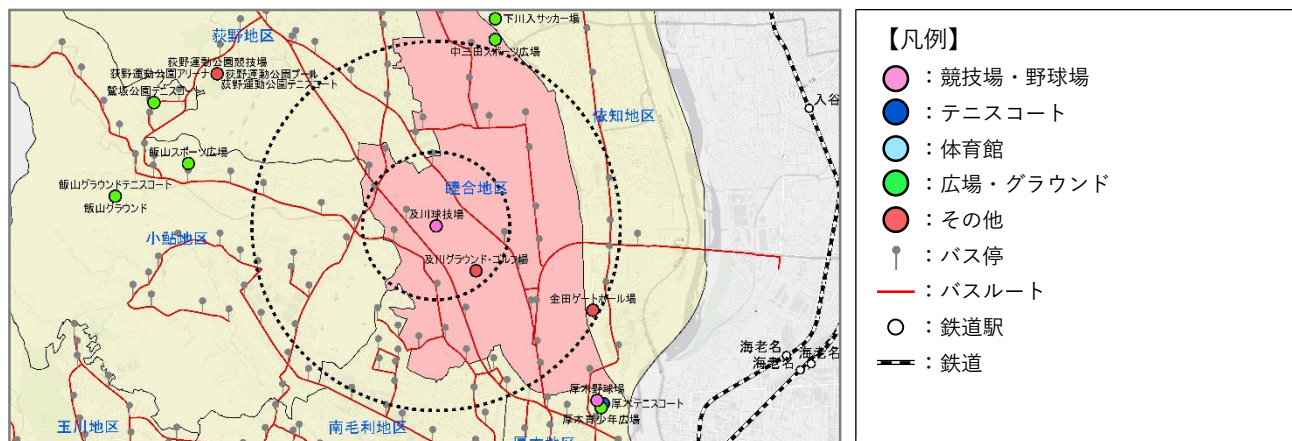
玉川野球場は、一般的な野球場に比べ敷地面積が小さく、場外飛球のリスクや駐車場台数の不足から、一定規模以上の大会会場としては不十分な状況です。そのため、他の競技施設を含めた複合化及び集約化の実施を視野に入れ、中長期的に検討を進めます。その際、施設の維持管理に当たっては、更なる市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を目的に、PPP/PFI 手法の導入を検討します。

No.2 及川球技場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
及川1-17-1	平成8 (1996)年	35,412.00	ソフトボール、少年 野球、サッカー	指定避難所 指定緊急避難場所

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、人工芝の経年劣化が課題となっていました。令和7(2025)年度の全面張替えにより改善されています。施設の立地状況については、洪水浸水想定区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。

今後も現在の機能を保持するため、ナイター照明のLED化等の設備類の更新に対応しつつ、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。維持管理に当たっては、現在導入している指定管理者制度を継続し、引き続き市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。

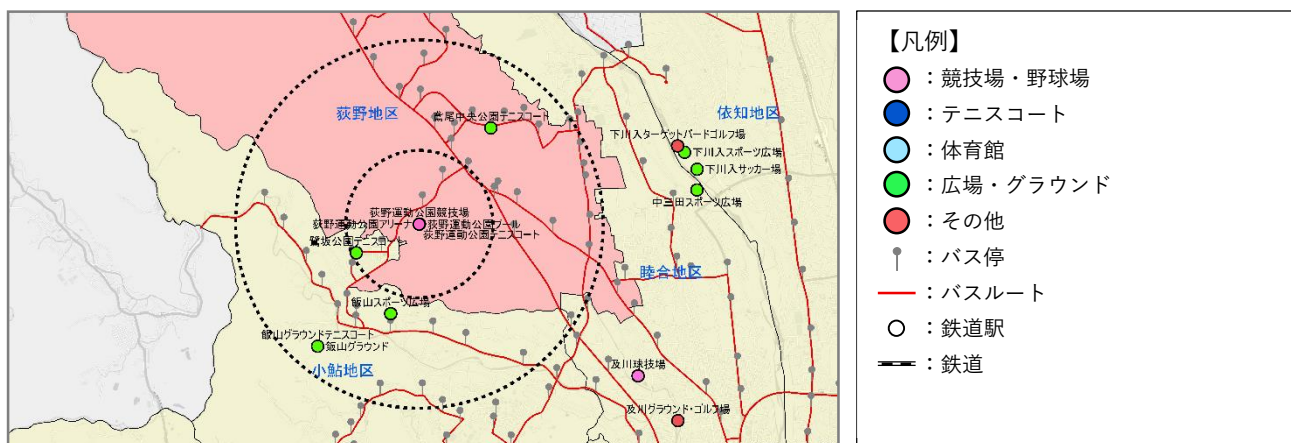
及川球技場は、ソフトボール場として整備した施設ですが、現在は少年野球、サッカーなど、多用途で利用されており、半面利用を行う際に必要な競技面積を確保することができないなど、施設利用上の課題を抱えています。サッカー場の機能については、他の競技施設を含めた複合化及び集約化の実施を視野に入れ、中長期的に検討を進めます。その際、施設の維持管理に当たっては、更なる市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を目的に、PPP/PFI手法の導入を検討します。

No.3 荻野運動公園体育館・競技場・テニスコート・プール

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
中荻野 1500	平成元 (1989) 年	156,517.00	バスケットボール、陸上、サッカー、テニス、プール	広域避難場所、物資供給・集積拠点、ヘリコプター臨時離着陸場

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
—	—	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、令和5(2023)年度に策定した荻野運動公園中長期修繕計画に基づき計画的に維持管理を行っており、令和7(2025)年度から令和9(2027)年度にかけて、サブアリーナ及びメインアリーナの特定天井の改修を順次実施しています。

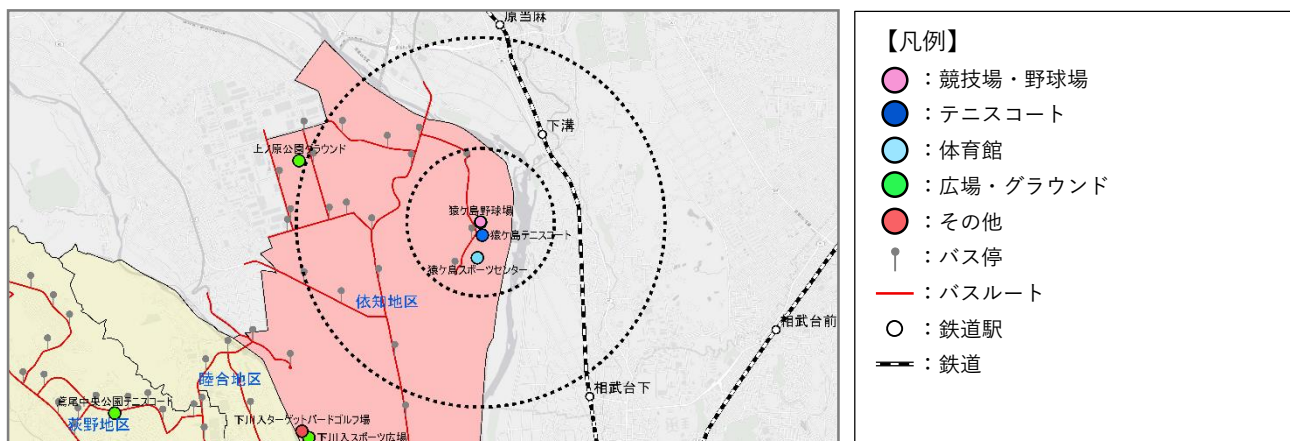
荻野運動公園は、市内唯一の運動公園であることから、今後も修繕計画に基づき計画的に修繕を実施し、施設機能を維持します。維持管理については、指定管理者制度を継続し、民間事業者の持つノウハウを活用しながら市民サービスの向上を図ります。

No.4 猿ヶ島野球場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
猿ヶ島 195-129	平成 24 (2012) 年	28,000.00	野球	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
—	—	神奈川県に基づき維持管理を実施

(4) 今後の方向性

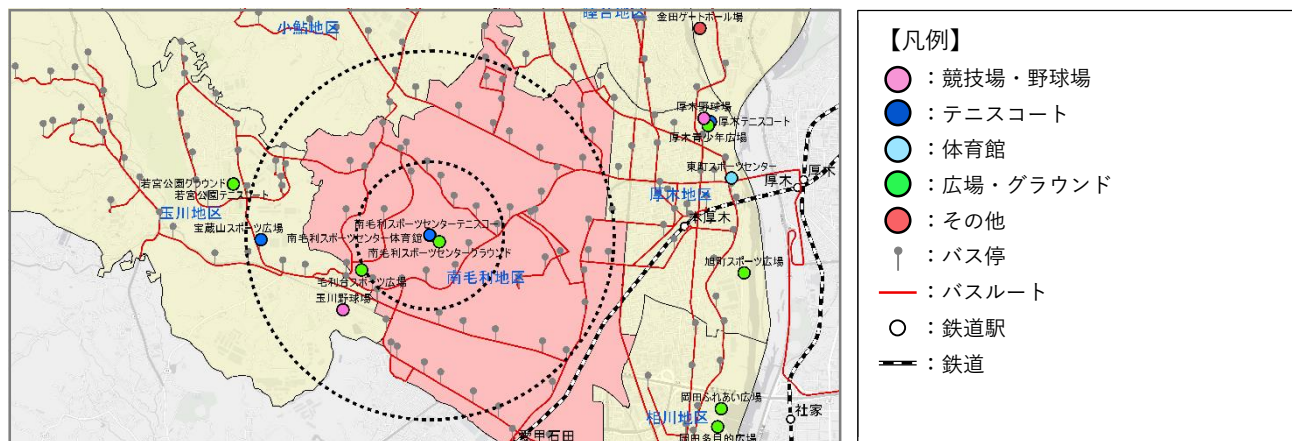
猿ヶ島野球場は、神奈川県流域下水道事業で汚泥貯留地の上部利用施設として整備された神奈川県が所有する野球場であり、協定により本市が維持管理を行っています。今後についても、県の維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行います。

No.5 南毛利スポーツセンターテニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
温水西 1-27-2	昭和 53 (1978) 年	44,121.00	テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	機能改修	施設の機能強化に向けた改修の検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、運営棟やフェンス等に経年劣化が見られるものの、適切な水準で管理されています。令和6(2024)年度に人工芝の全面張替えを実施しており、テニスコートとしてのプレー環境の水準向上を図っています。施設の立地状況については、土砂災害警戒区域に立地しており、土砂災害リスクの高い施設です。

市内最大規模のテニスコート12面を有していますが、ナイター照明が設置されているコートは6面のみであり、夜間利用に対する市民ニーズは年々増加していることから、今後はコスト面に配慮した上で適切な維持管理を行いつつ、ナイター照明のLED化等の更新及び増設について検討を行います。維持管理に当たっては、現在導入している指定管理者制度を継続し、引き続き市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。

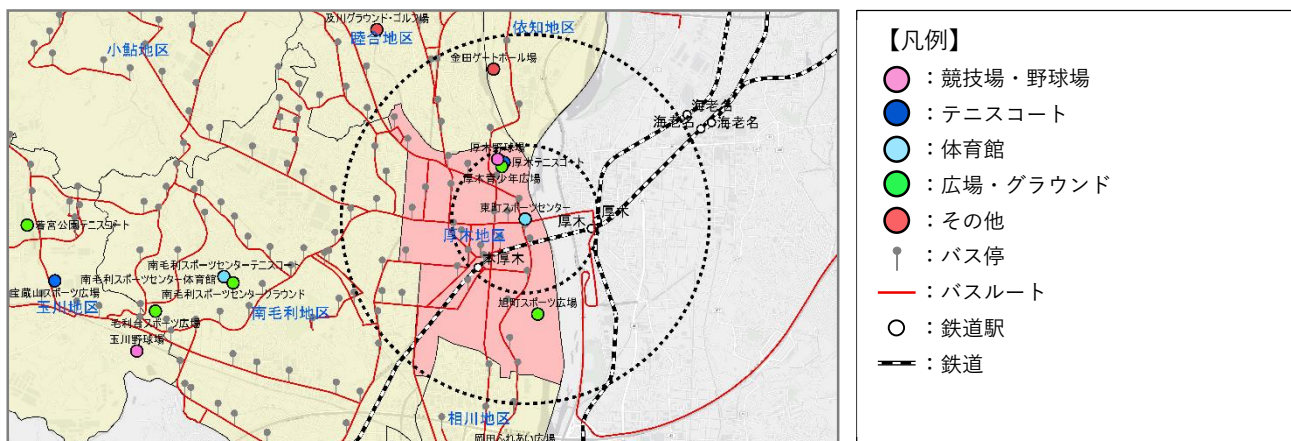
住宅地に隣接しており、騒音や駐車場不足による交通渋滞など、立地環境に多くの課題を抱えていることに加え、一定規模以上の大会会場としてはコート数が不十分であることから、他の競技施設を含めた複合化及び集約化の実施を視野に入れ、中長期的に検討を進めます。その際、施設の維持管理に当たっては、更なる市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を目的に、PPP/PFI手法の導入を検討します。

No.6 東町スポーツセンター

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
東町 2-1	平成 6 (1994) 年	3,779.00	バスケットボール、 バレーボール	帰宅困難者用一時滞 在施設

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、内装や天井、設備等に劣化が見られるが、適正な水準で管理されています。施設の立地環境については、洪水浸水想定区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。

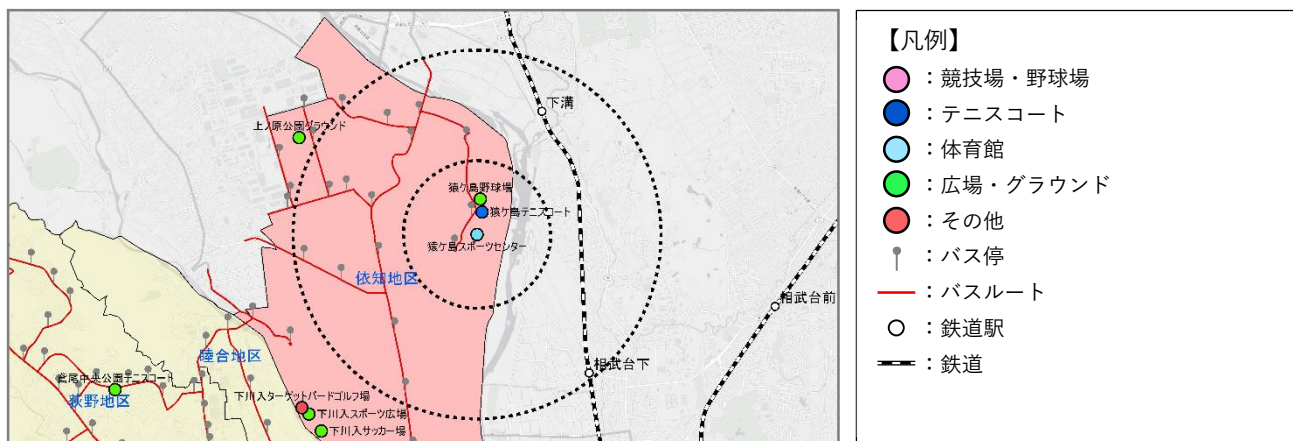
東町スポーツセンターは、マンション「リヴァージュ 21」との複合施設であり、建物全体に係る大規模改修工事についてはマンション組合が策定している長期修繕計画に基づき実施する必要があります。今後も現在の施設機能を保持するため、市が区分所有している部分の設備の更新等について、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。維持管理に当たっては、現在導入している指定管理者制度を継続し、引き続き市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。

No.7 猿ヶ島スポーツセンター

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
猿ヶ島 195-129	平成9 (1997)年	12,742.00	バスケットボール、 バレーボール	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修の実施

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、外壁や屋根等に劣化が見られ、今後の施設利用に支障をきたす可能性があります。施設の立地状況については、洪水浸水想定区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。

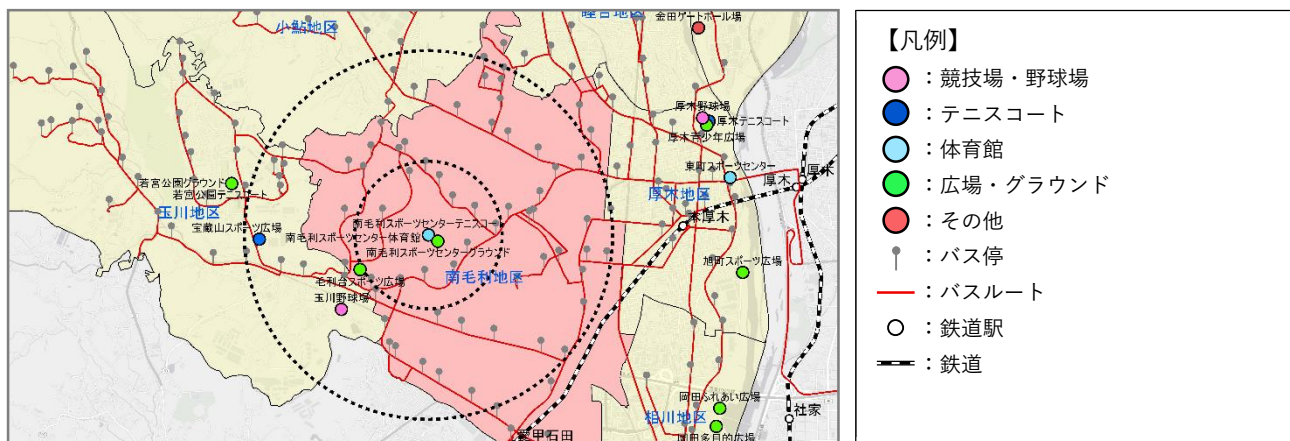
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。維持管理に当たっては、現在導入している指定管理者制度を継続し、引き続き市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。

No.8 南毛利スポーツセンター体育館

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
温水西 1-27-1	昭和 51 (1976) 年	44,121.00	バスケットボール、 バレーボール	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
総量コントロール	集約化	他のスポーツ施設等に機能の集約を検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、内装や天井の劣化が顕著であり、施設利用に支障をきたしています。

南毛利スポーツセンター体育館は、第一種中高層住居専用地域に立地しており、建築基準法上、現在地での建て替えは不可能であることから、現在提供している「するスポーツ」機能については、他の体育館を有するスポーツ施設等への集約に向けた検討を進めます。また、現在、荻野運動公園で提供している「みるスポーツ」機能は、本庁舎敷地跡地に予定している多目的アリーナ整備後に移転することから、多目的アリーナの整備が完了するまで南毛利スポーツセンター体育館の使用を継続し、集約化の時期については、施設の状態を踏まえつつ総合的に判断します。

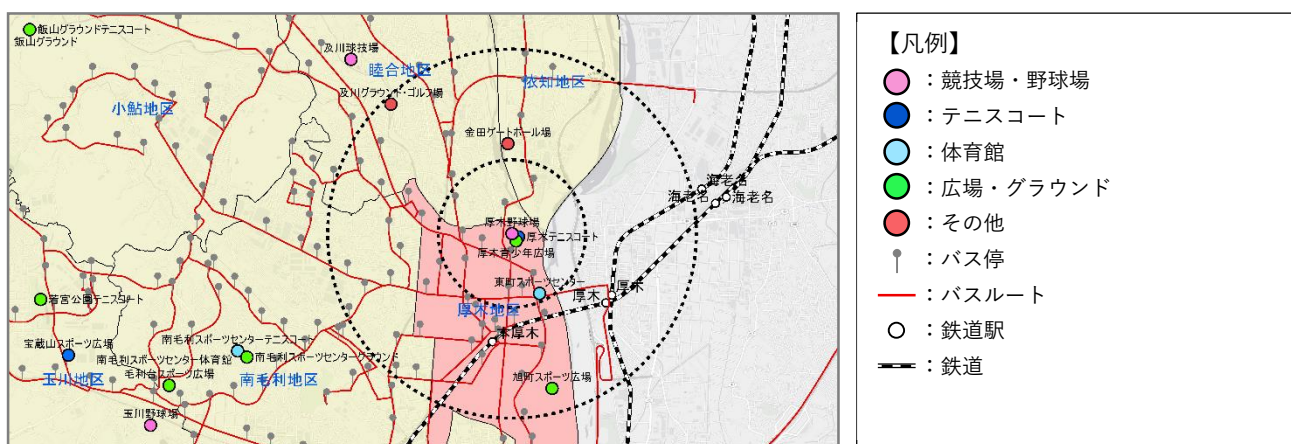
3 交流型スポーツ施設の方向性

No.1 厚木野球場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
厚木 2325	昭和 32 (1957) 年	14,205.00	野球、ソフトボール	市・県指定ヘリコプター 一臨時離着陸場

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、管理棟やフェンス等に経年劣化が見られるものの、適切な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、厚木地区内においては、他の類似施設はなく、一定圏域内での希少性を有しています。

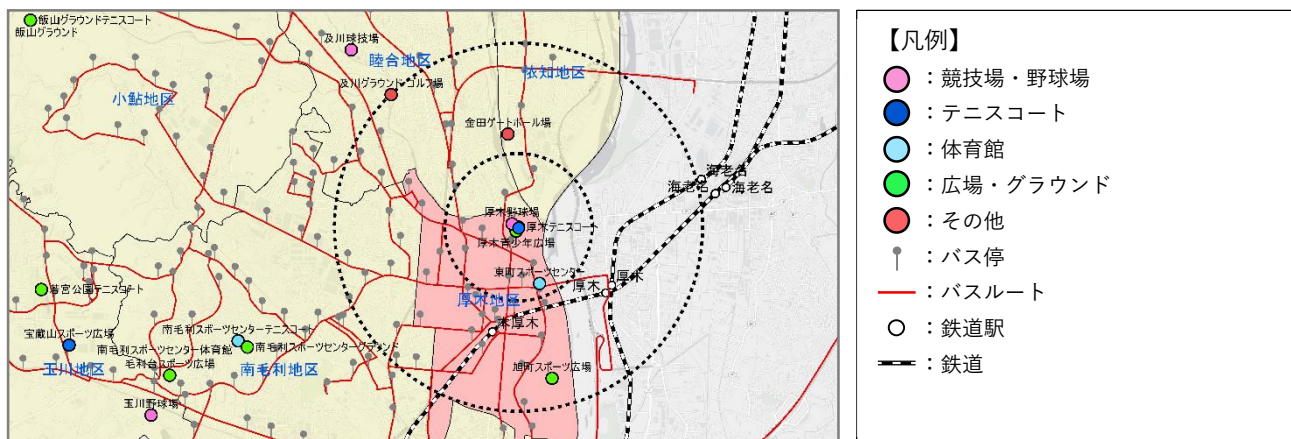
厚木野球場は、将来的に飯山グラウンドへの機能移転を予定していることから、それまでの期間、施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。また、河川区域内のため大規模改修や施設機能の拡張には制限があり、施設の立地環境に課題を抱えていることから、他の競技施設を含めた複合化及び集約化の実施も視野に入れ、中長期的に検討を進めます。その際、施設の維持管理に当たっては、更なる市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を目的に、PPP/PFI手法の導入を検討します。

No.2 厚木テニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
厚木 2348-口	昭和 42 (1967) 年	2,100.00	テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、管理棟や排水設備等に経年劣化が見られるものの、適切な水準で管理されています。令和5(2023)年度に人工芝の全面張替えを実施しており、テニスコートとしてのプレー環境の水準向上を図りました。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、厚木地区内においては、他の類似施設はなく、一定圏域内での希少性を有しています。

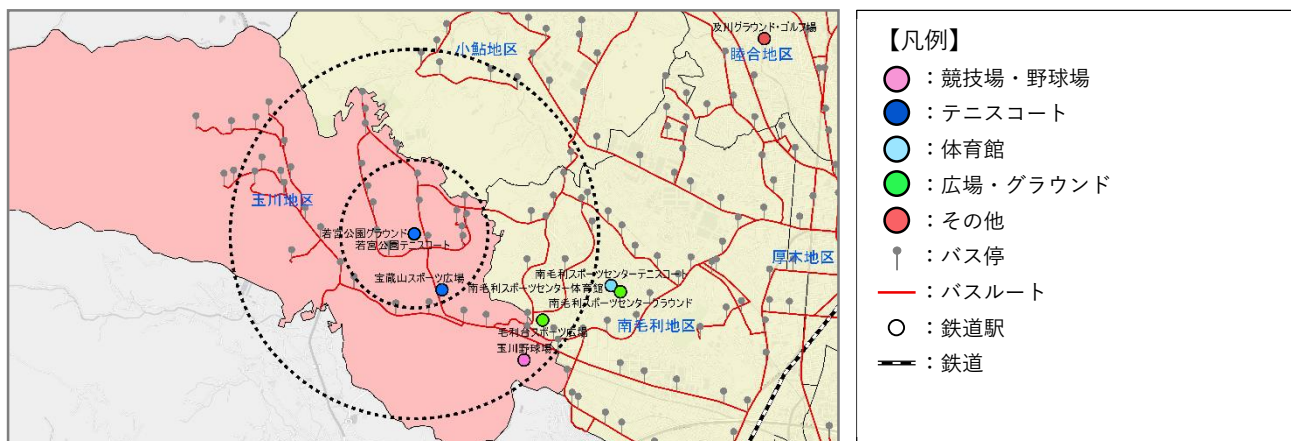
厚木テニスコートは、将来的に機能移転を予定していることから、それまでの期間、施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。また、河川区域内のため大規模改修や施設機能の拡張には制限があり、施設の立地環境に課題を抱えていることから、他の競技施設を含めた複合化及び集約化の実施も視野に入れ、中長期的に検討を進めます。その際、施設の維持管理に当たっては、更なる市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を目的に、PPP/PFI手法の導入を検討します。

No.3 若宮公園テニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
森の里 1-39	昭和 60 (1985) 年	6,300.00	テニス	指定避難所 指定緊急避難場所

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、管理棟や人工芝等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にはいずれも該当せず、災害リスクの低い施設です。

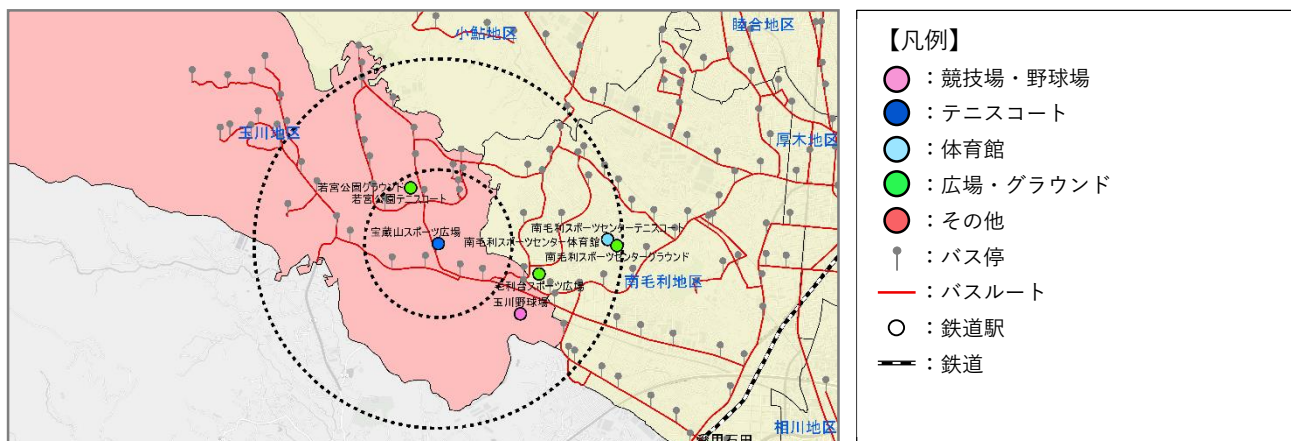
若宮公園テニスコートは、公園施設の一部であることから、今後も現在の施設機能を保持するため、公園全体と合わせて適切な維持管理を行います。

No.4 宝蔵山テニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
森の里若宮 1-1	平成 8 (1996) 年	2,934.00	テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修の実施

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、コートのひび割れやフェンス、外周壁等に劣化が見られ、今後、施設利用に支障をきたす可能性があります。施設の立地状況については、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地しており、洪水浸水及び土砂災害リスクの高い施設です。

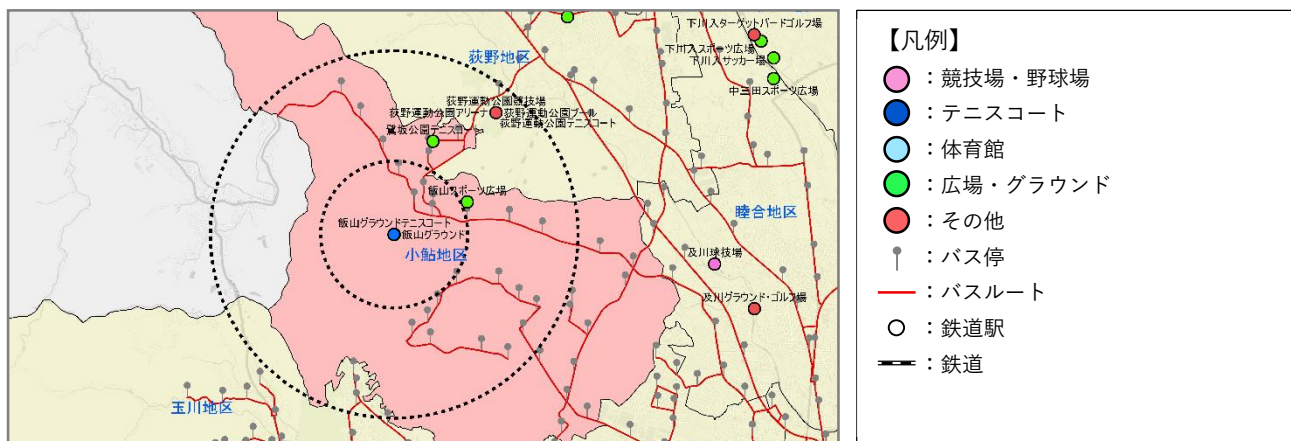
宝蔵山テニスコートは、雨水貯留施設をスポーツ施設として平時利用しているため、降雨時には雨水が貯水され、他の施設と比較して設備の損傷や劣化が大きい状況です。今後も現在の施設機能を保持するため、コート面の改修等、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

No.5 飯山グラウンドテニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
飯山 3981	昭和 53 (1978) 年	62,468.00	テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、フェンス等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。令和5(2023)年にハードコートから人工芝への全面張替えを実施しており、テニスコートとしてのプレー環境の水準向上を図っています。施設の立地状況については、土砂災害警戒区域に立地しており、土砂災害リスクの高い施設です。

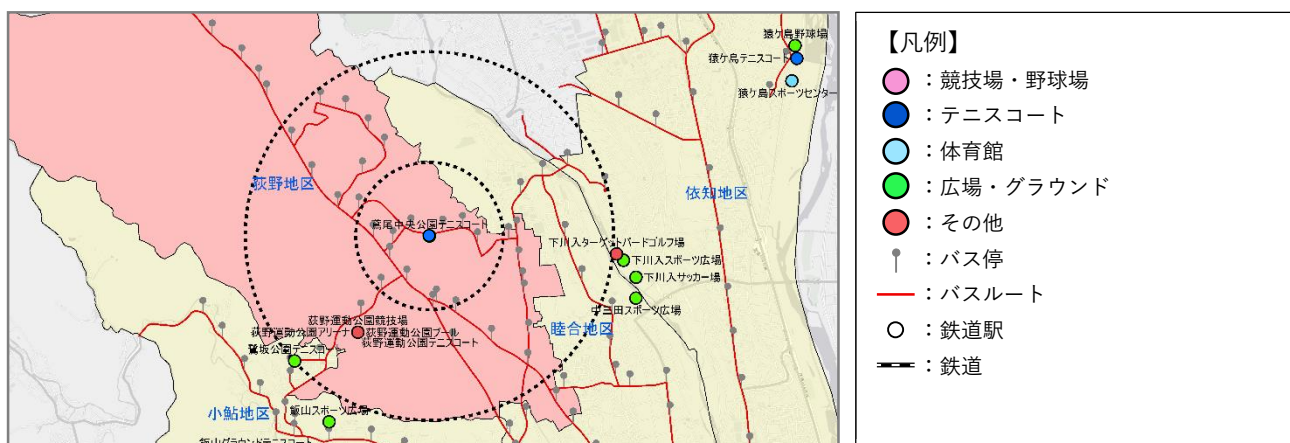
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うとともに、受益者負担の適正化に向けた施設使用料の有料化について、隣接する飯山グラウンドのリニューアル検討と合わせて中長期的に検討を行います。

No.6 鳶尾中央公園テニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
鳶尾 2 -11	昭和 58 (1983) 年	1,360.00	テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、人工芝やフェンス等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、土砂災害警戒区域に立地しており、土砂災害リスクの高い施設です。

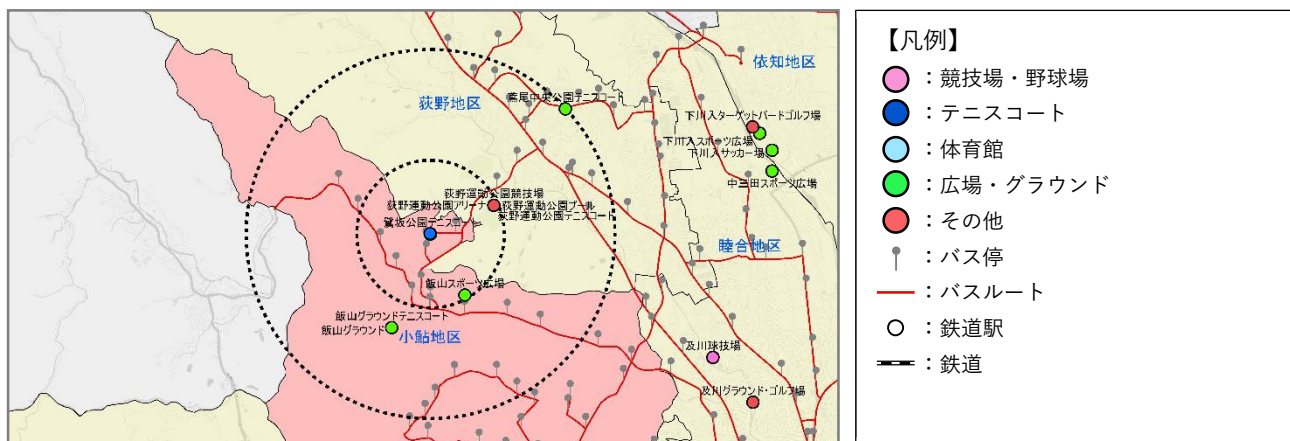
鳶尾中央公園テニスコートは、公園施設の一部であることから、今後も現在の施設機能を保持するため、公園全体と合わせて適切な維持管理を行います。

No.7 鷺坂公園テニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
宮の里3-1	昭和60 (1985)年	1,628.00	テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、人工芝やベンチ等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、土砂災害警戒区域に立地しており、土砂災害リスクの高い施設です。

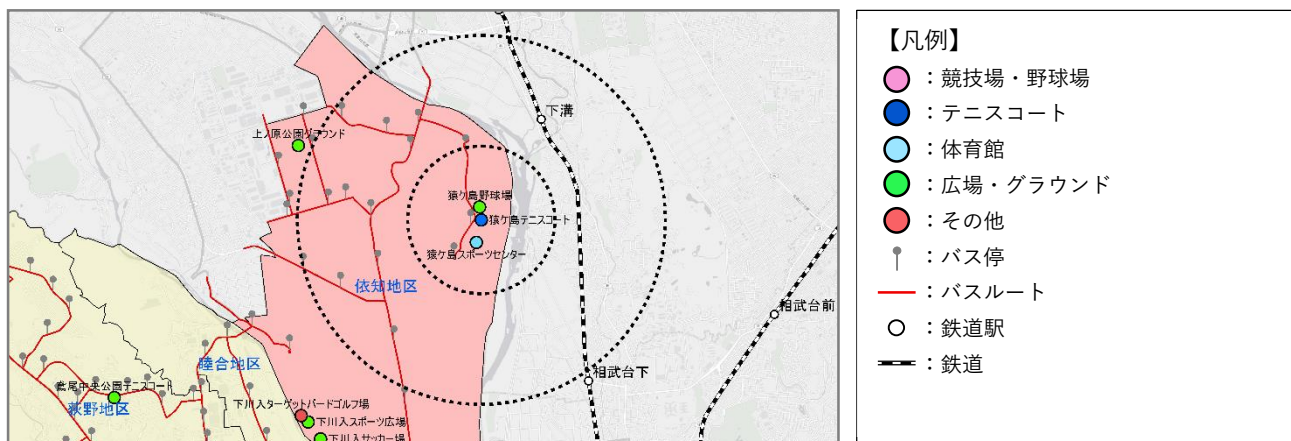
鷺坂公園テニスコートは、公園施設の一部であることから、今後も現在の施設機能を保持するため、公園全体と合わせて適切な維持管理を行います。

No.8 猿ヶ島テニスコート

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
猿ヶ島 195-129	平成 12 (2000) 年	6,272.00	テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
—	—	神奈川県に基づき維持管理を実施

(4) 今後の方向性

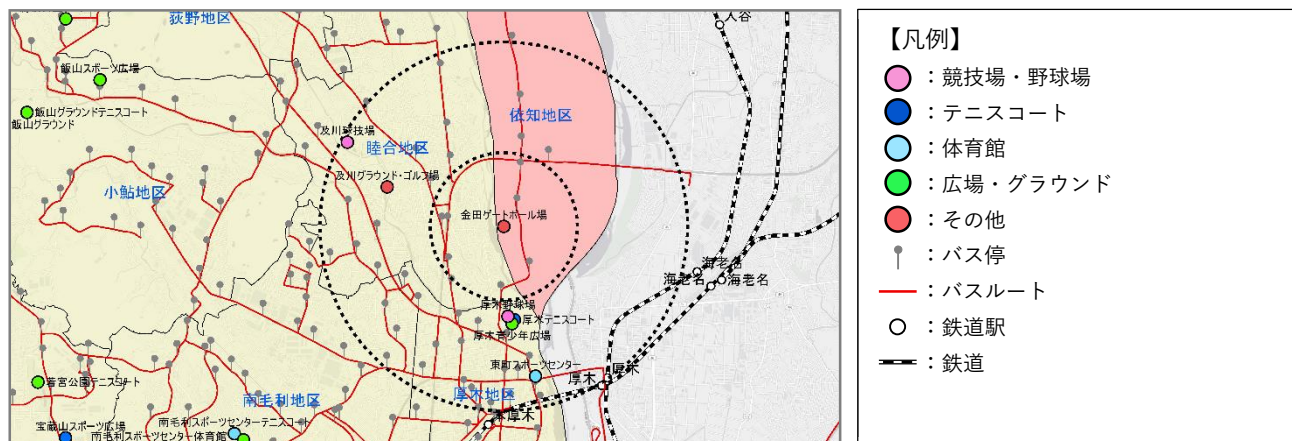
猿ヶ島テニスコートは、神奈川県流域下水道事業で汚泥貯留地の上部利用施設として整備された神奈川県が所有するテニスコートであり、協定により本市が維持管理を行っています。今後についても、県の維持管理計画に基づき、適切な維持管理を行います。

No.9 金田ゲートボール場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
金田 860	平成 18 (2006) 年	5,640.00	ゲートボール	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	維持管理の効率化	維持管理の効率化に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、トイレ等の付帯設備に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、依知地区内においては、他の類似施設はなく、一定圏域内での希少性を有しています。

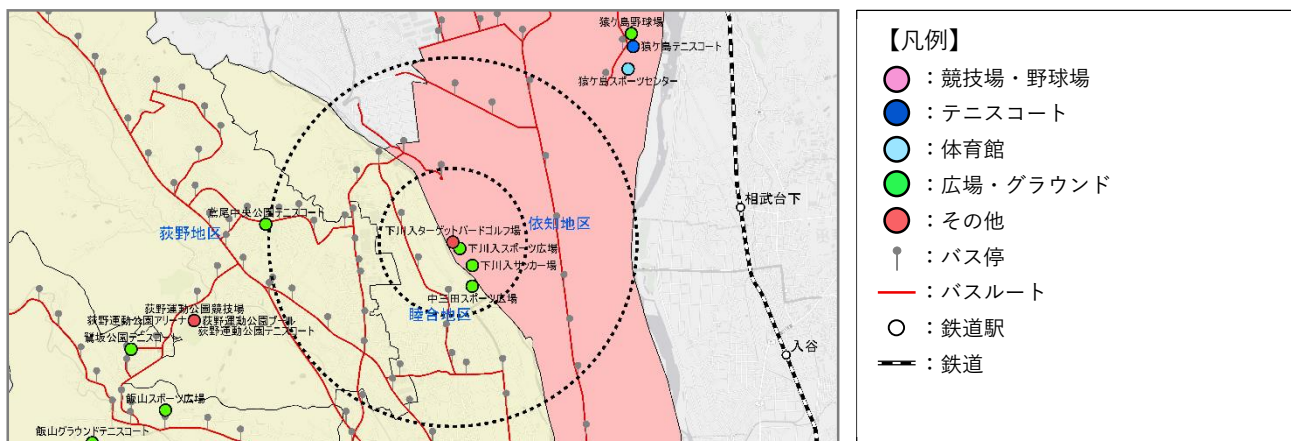
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うとともに、更なる維持管理の効率化を目指し、施設の維持管理を利用団体へ委任することを視野に検討を進めます。

No.10 下川入ターゲット・バード・ゴルフ場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
下川入地先	平成 20 (2008) 年	7,773.00	ターゲット・バー ド・ゴルフ	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	維持管理の効率化	維持管理の効率化に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、トイレ等の付帯設備に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、地区内においては、他の類似施設はなく、一定区域内における希少性を有しています。

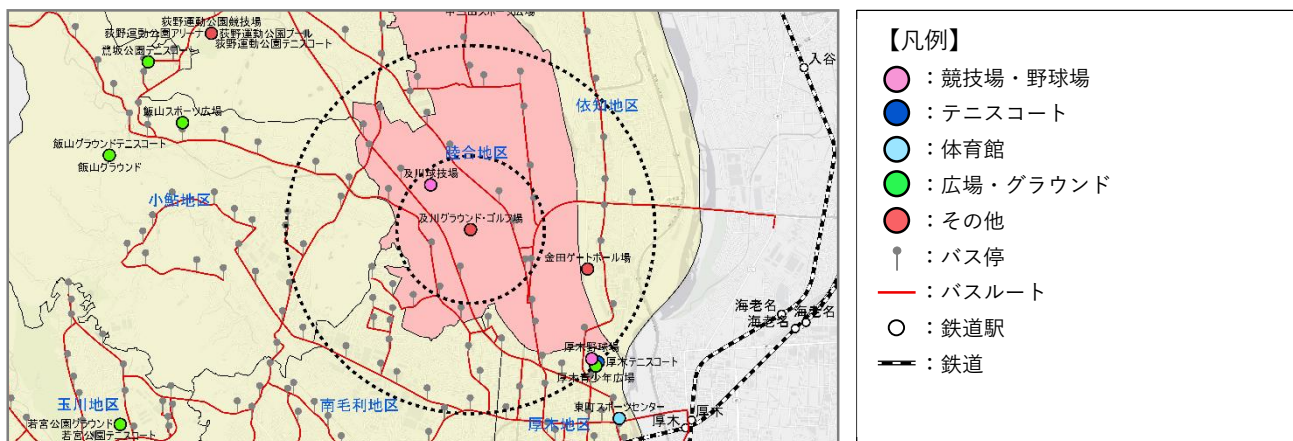
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うとともに、更なる維持管理の効率化を目指し、施設の維持管理を利用団体へ委任することを視野に検討を進めます。

No.11 及川グラウンド・ゴルフ場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
及川 722- 2	令和 5 (2023) 年	35,412.00	グラウンド・ゴルフ	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	維持管理の効率化	維持管理の効率化に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、洪水浸水想定区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、地区内においては、他の類似施設はなく、一定区域内における希少性を有しています。

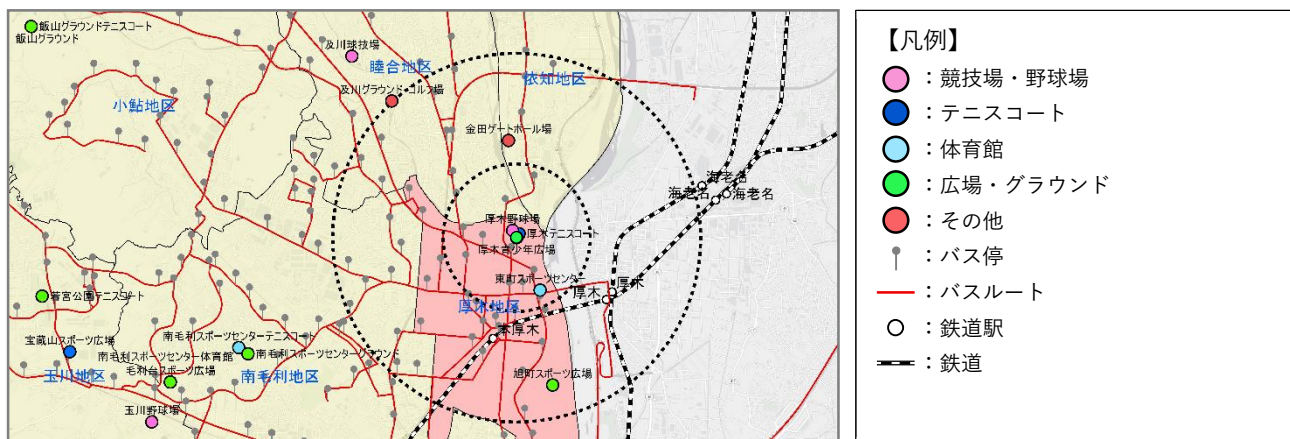
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うとともに、更なる維持管理の効率化を目指し、施設の維持管理を利用団体へ委任することを視野に検討を進めます。

No.12 厚木青少年広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
厚木 2348	昭和 41 (1966) 年	2,600.00	多目的	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、管理棟や排水設備等に経年劣化が見られるものの、適切な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。

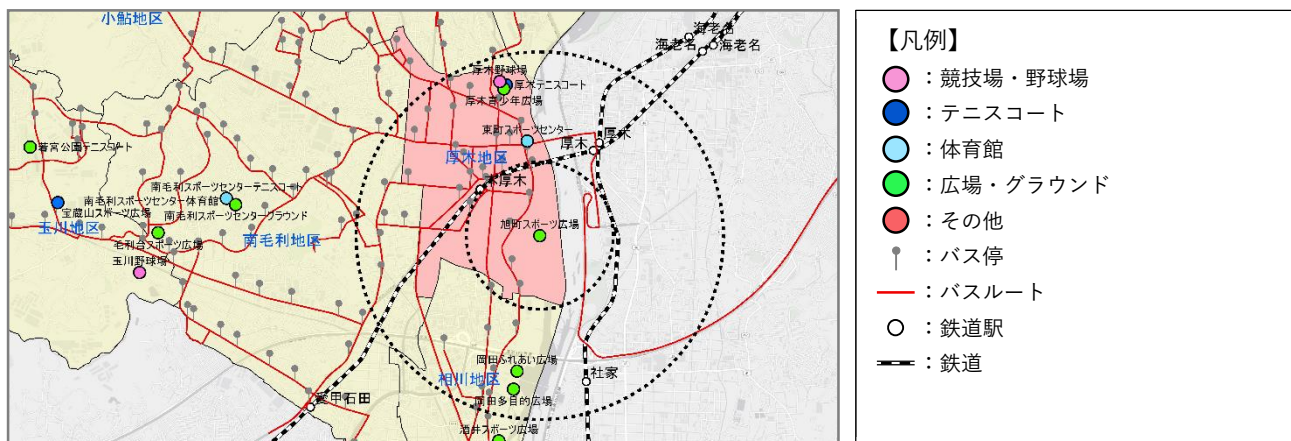
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

No.13 旭町スポーツ広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
厚木 3014- 2	昭和 55 (1980) 年	15,516.00	サッカー、ソフトボ ール	市指定ヘリコプター臨 時離着陸場

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、現状の施設利用に支障はなく、適切な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地していることから、洪水浸水リスクの高い施設であり、近年の大型台風発生時においても、浸水被害からの復旧に相応のコストを要しています。

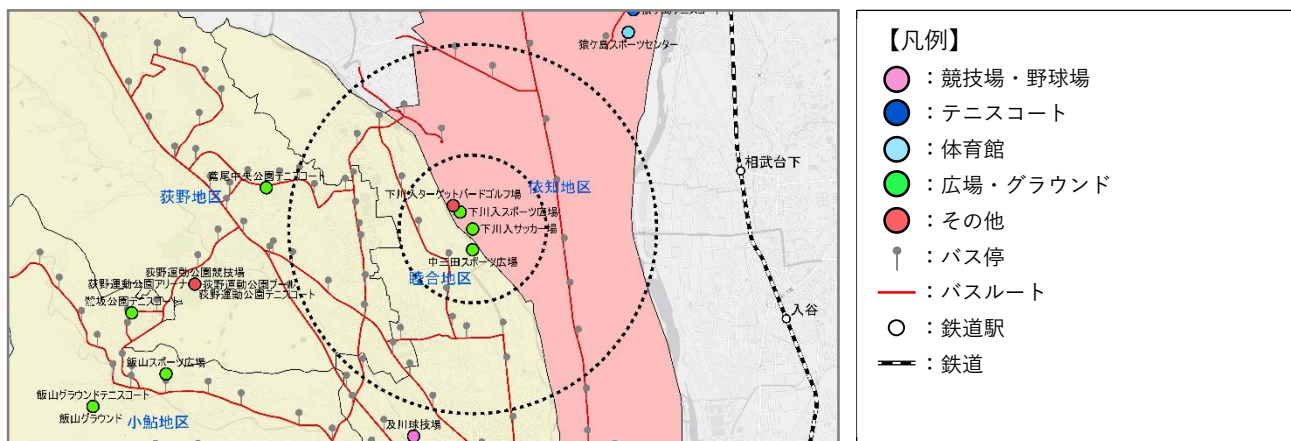
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行う予定です。

No.14 下川入サッカー場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
関口地先	平成 9 (1997) 年	18,054.00	サッカー	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	維持管理の効率化	維持管理の効率化に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、トイレ等の付帯設備に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。

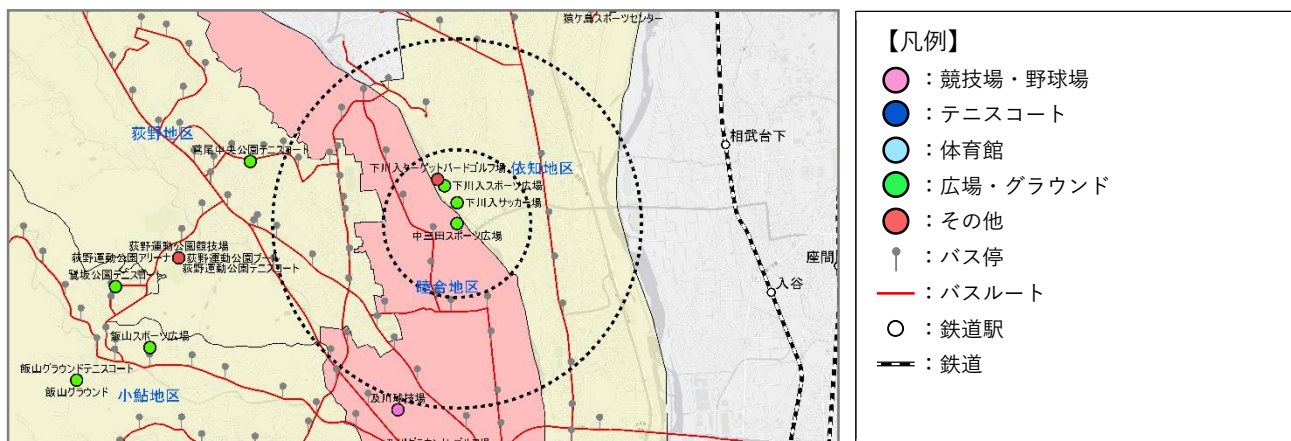
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うとともに、更なる維持管理の効率化を目指し、施設の維持管理を利用団体へ委任することを視野に検討を進めます。

No.15 中三田スポーツ広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
三田 3445	平成 2 (1990) 年	29,390.00	サッカー、ソフトボ ール	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	維持管理の効率化	維持管理の効率化に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、トイレ等の付帯設備に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、薩合地区内においては、他の類似施設はなく、一定圏域内での希少性を有しています。

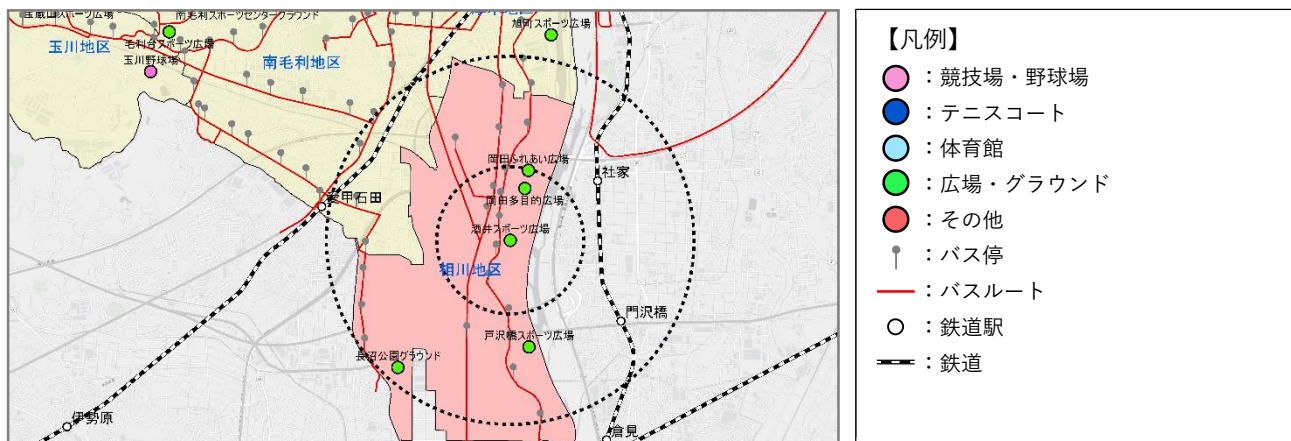
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うとともに、更なる維持管理の効率化を目指し、施設の維持管理を利用団体へ委任することを視野に検討を進めます。

No.17 酒井スポーツ広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
酒井地先	昭和 56 (1981) 年	54,525.00	野球、サッカー	県指定ヘリコプター 臨時離着陸場

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地していることから、洪水浸水リスクの高い施設であり、近年の大型台風発生時においても、浸水被害からの復旧に相応のコストを要しています。

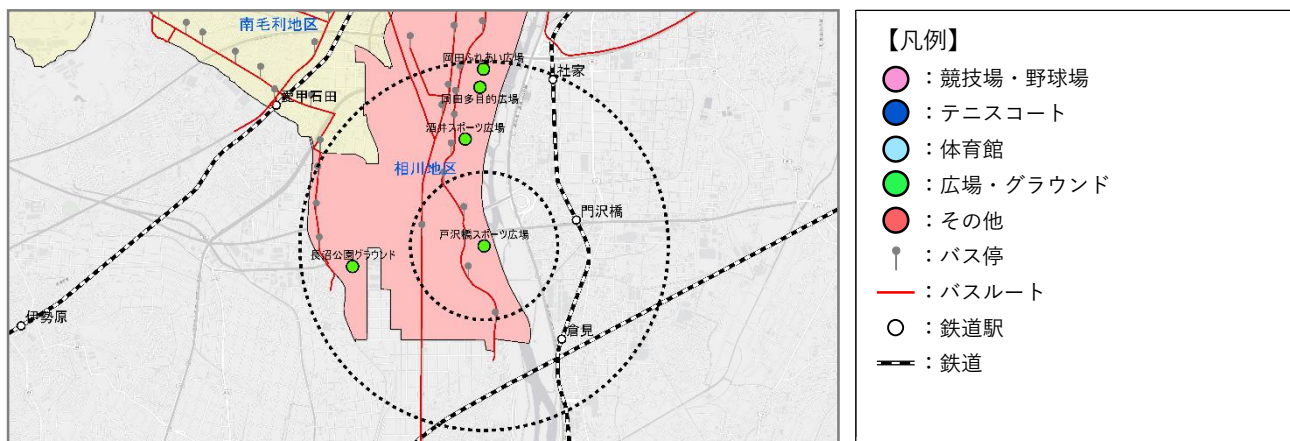
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

No.18 戸沢橋スポーツ広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
戸田地先	平成 3 (1991) 年	12,937.00	サッカー	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、フェンス等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地していることから、洪水浸水リスクの高い施設であり、近年の大型台風発生時においても、浸水被害からの復旧に相応のコストを要しています。

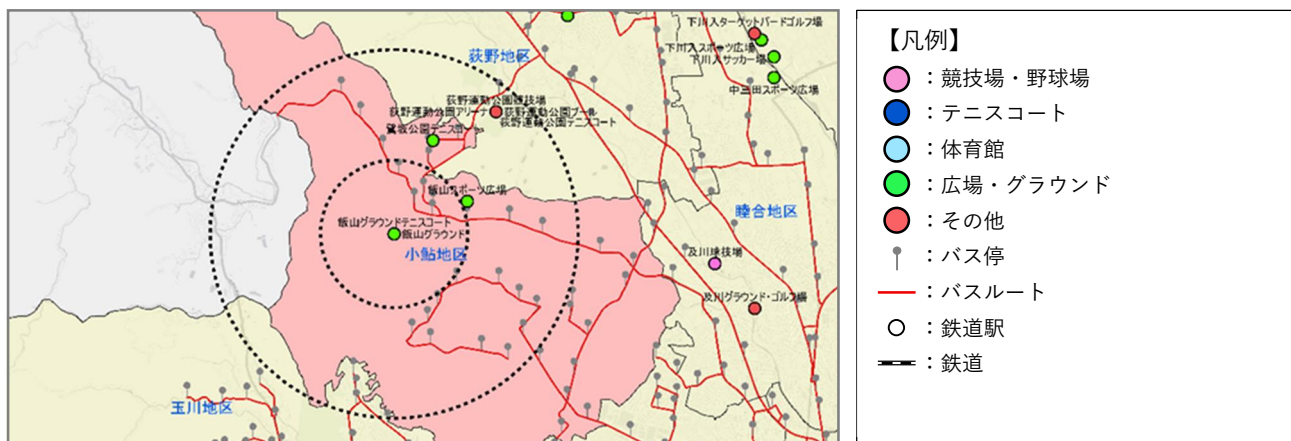
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うものとする。

No.19 飯山グラウンド

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
飯山 3981	昭和 53 (1978) 年	62,468.00	野球、サッカー	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、敷地内階段の破損等が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、土砂災害警戒区域に位置していることから、土砂災害リスクの高い施設です。また、小鮎地区内においては、類似施設として飯山スポーツ広場がありますが、平日のみの使用に限定されていることから、土日祝日に使用できるグラウンド施設として一定圏域内での希少性を有しています。

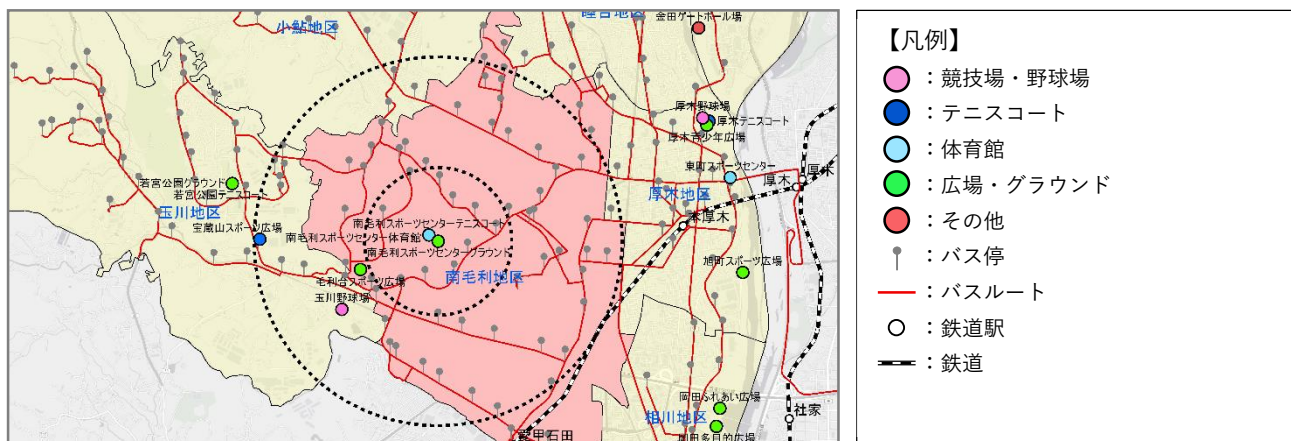
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行うとともに、将来的に厚木野球場の機能移転を予定していることから、隣接する飯山グラウンドテニスコートの有料化検討と合わせて中長期的に検討を行います。

No.20 南毛利スポーツセンターグラウンド

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
温水西 1-27-1	昭和 51 (1976) 年	44,121.00	軟式野球、サッカー	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、付帯設備等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、土砂災害警戒区域に立地しており、土砂災害リスクの高い施設ですが、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度にかけて法面改修工事を実施し、安全性の確保を進めています。また、南毛利地区内においては、他の類似施設はなく、一定区域内における希少性を有しています。

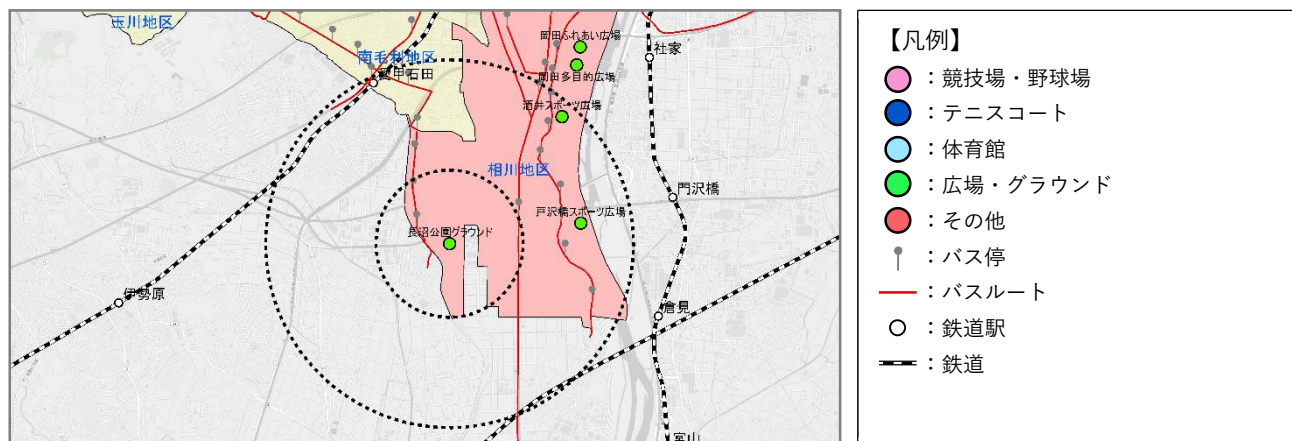
今後も現在の機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。維持管理に当たっては、現在導入している指定管理者制度を継続し、引き続き市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。

No.21 長沼公園グラウンド

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
長沼 244	昭和 50 (1975) 年	3,920.00	ソフトボール	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、フェンスやベンチ等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、洪水浸水想定区域に立地していることから、洪水浸水リスクの高い施設です。

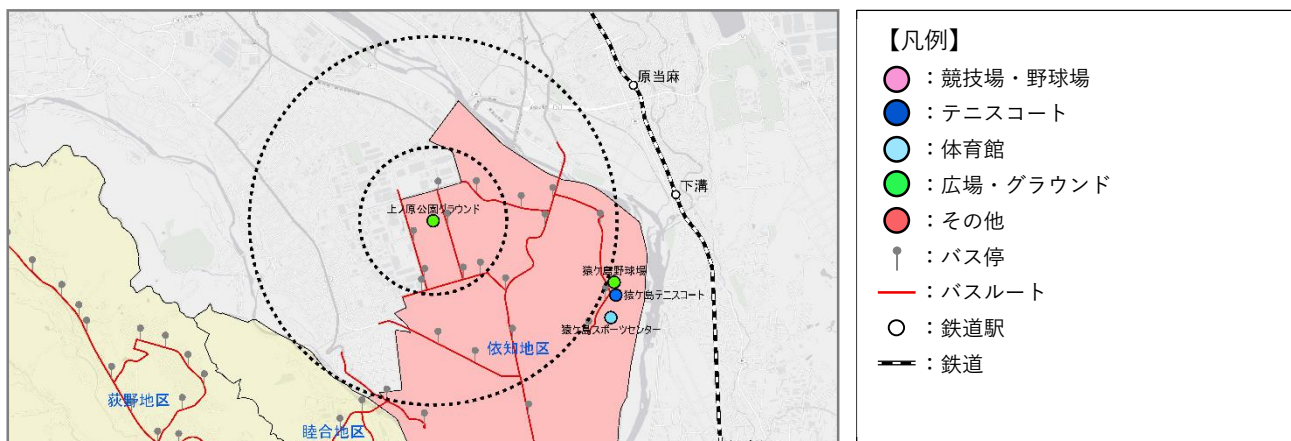
今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

No.22 上ノ原公園グラウンド

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
上依知 3024	昭和 50 (1975) 年	7,000.00	野球、サッカー	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、付帯設備等に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にはいずれも該当せず、災害リスクの低い施設です。

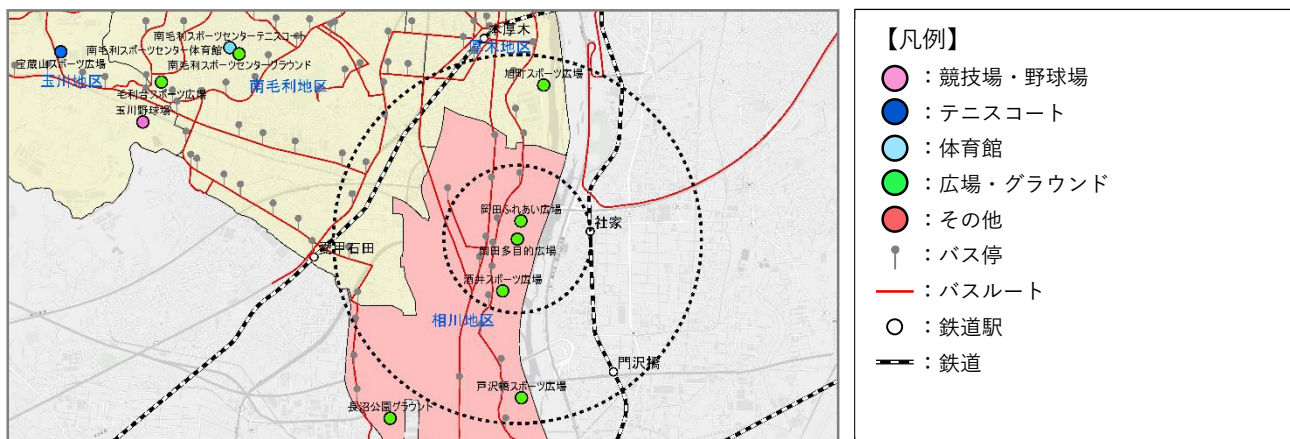
今後も現在の機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

No.23 岡田多目的広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
岡田地内	平成 14 (2002) 年	9,240.00	多目的	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
総量コントロール	廃止	施設の廃止に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、広場面は整備されているが、形状が不整形であることから、実施できる競技種目は限定的です。施設の経済性については、施設規模に対しての支出額が標準より大きく、施設サービスに対してのコストが大きい施設です。施設の利用状況については、平日・土日祝日ともに利用者がなく稼働していません。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、相川地区内においては、他の類似施設が複数あり、一定区域内での希少性は有していません。

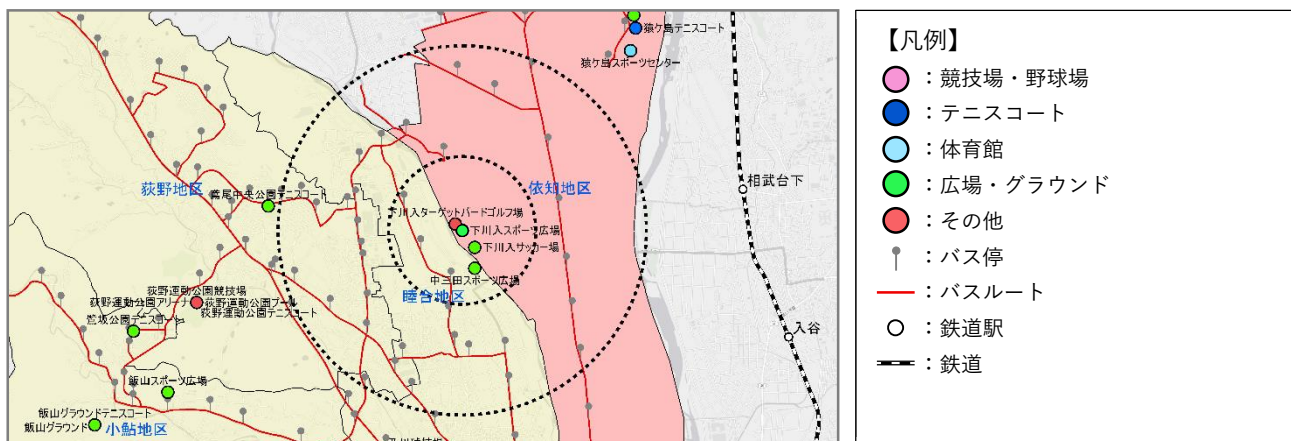
今後は、当施設の廃止に向けた検討を進めるものとし、施設の廃止後は土地所有者へ返還します。

No.24 下川入スポーツ広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
下川入 1284-5	平成 2 (1990) 年	9,013.50	野球、ソフトボール	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、トイレ等の付帯設備に経年劣化が見られるものの、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。

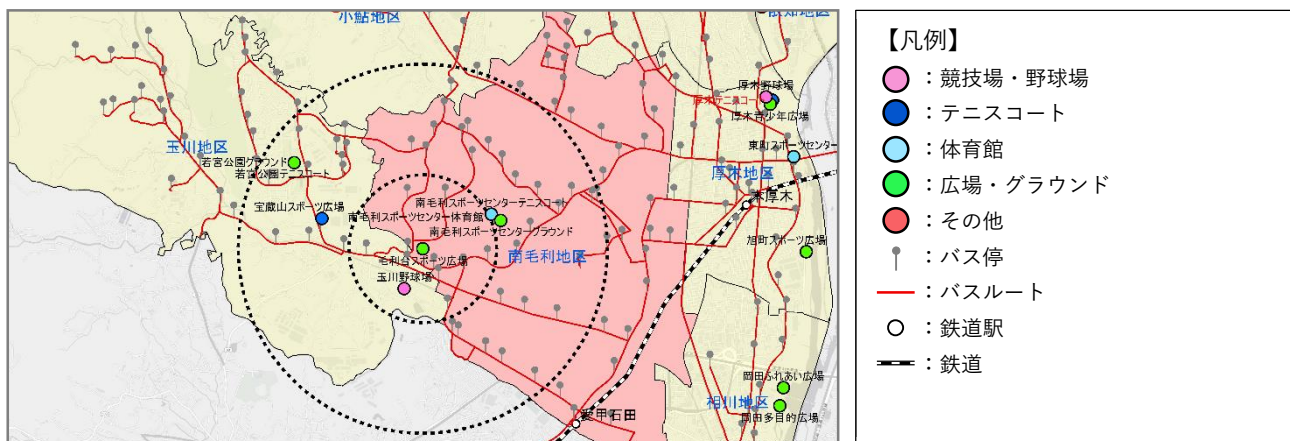
下川入スポーツ広場は、現在、市と協定を締結した厚木市野球協会が施設の維持管理を行っており、維持管理の効率化を図っています。今後も現在の施設機能を保持するため、厚木市野球協会と連携を図りながら、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

No.25 毛利台スポーツ広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
毛利台 3-1612-55	昭和 54 (1979) 年	10,499.00	多目的、テニス	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
総量コントロール	縮小	施設の機能縮小に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、グラウンド内にあるテニスコート人工芝、フェンス、ベンチ等の劣化が顕著であり、施設利用に支障をきたしています。施設の立地状況については、河川区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にはいずれも該当せず、災害リスクの低い施設です。

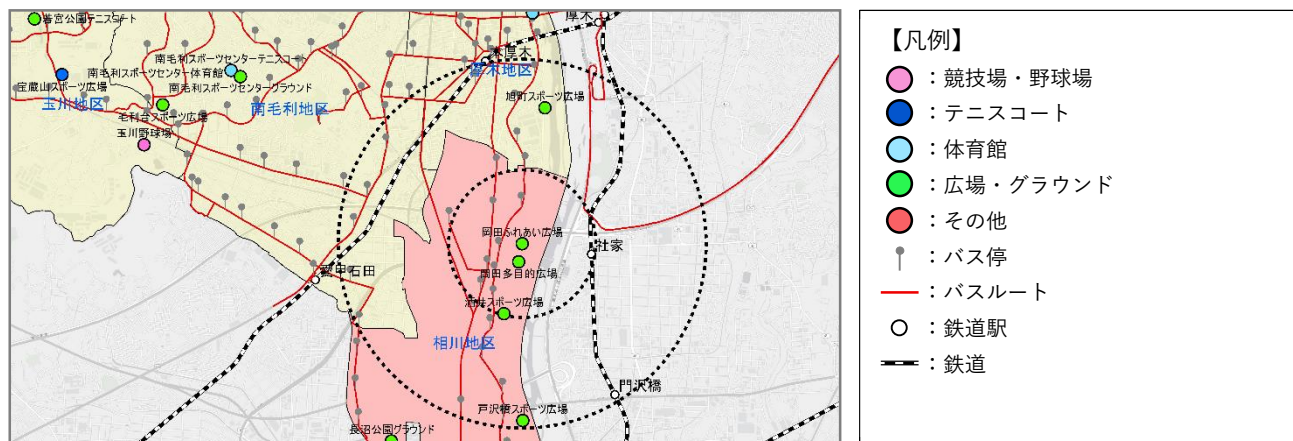
毛利台スポーツ広場は、雨水貯留施設をスポーツ施設として平時利用しているため、降雨時には雨水が貯水され、他の施設と比較して設備の損傷や劣化が大きい状況です。今後、当面は現状の施設利用を継続しつつ、テニスコートについては一定の損傷が現れた場合、機能の縮小に向けた検討を進めます。その他のグラウンド部分については、今後も現在の施設機能を保持するため、コスト面に配慮した上で適切な維持管理を行います。

No.26 岡田ふれあい広場

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
岡田地内	平成 14 (2002) 年	7,352.00	多目的	—

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
総量コントロール	廃止	施設の廃止に向けた検討

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、広場面全体に草木が生い茂っており、施設へのアクセス及び利用が困難です。施設の利用状況については、平日・土日祝日ともに利用者がなく稼働していない状況です。施設の立地状況については、河川区域に立地しており、洪水浸水リスクの高い施設です。また、相川地区内においては、他の類似施設が複数あり、一定区域内での希少性は有していません。

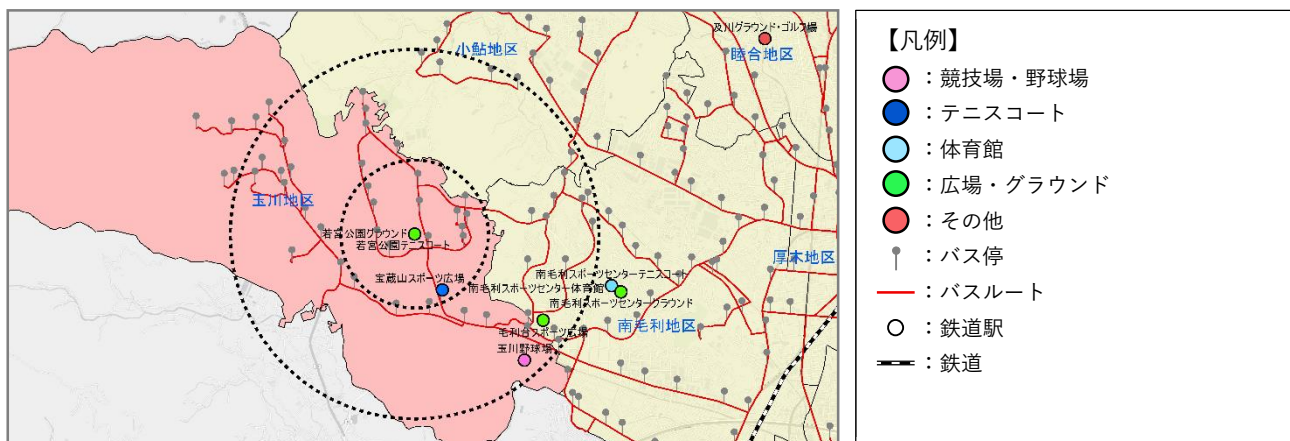
今後は、当施設の廃止に向けた検討を進めるものとし、施設の廃止後は土地所有者へ返還します。

No.27 若宮公園グラウンド

(1) 施設の概要

場所	整備年	敷地面積 (㎡)	主な競技種目	地域防災計画
森の里 1-39	昭和 60 (1985) 年	2,700.00	ソフトボール、ゲートボール	指定避難所 指定緊急避難場所

(2) 立地状況



(3) 評価結果

基本方針	適用手法	計画期間中の方向性
機能保持	長寿命化	施設の適切な保全に向けた計画的な対応

(4) 今後の方向性

施設の安全性・機能性については、管理棟やバックネット等に経年劣化が見られるものの、現状の施設利用に大きな支障はなく、適正な水準で管理されています。施設の立地状況については、河川区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にはいずれも該当せず、災害リスクの低い施設です。また、森の里地区内においては、他の類似施設はなく、一定区域内における希少性を有しています。

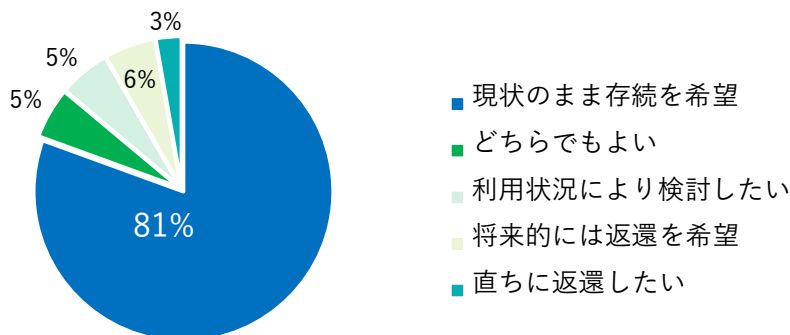
若宮公園グラウンドは、公園施設の一部であることから、今後も現在の施設機能を保持するため、公園全体と合わせて適切な維持管理を行うものとします。

4 日常型スポーツ施設の方向性

日常型スポーツ施設として位置付ける地元自治会等が管理を行うスポーツ広場・青少年広場については、地域における自主的なスポーツを行うための場所として、地域からの要望により一定規模以上の敷地を整備し、スポーツ広場、青少年広場として設置しています。日常型スポーツ施設の今後の方向性を検討するに当たり、令和7（2025）年6月に各施設の管理者に対してのアンケート調査を実施しました。各施設の存続・返還に関する設問への回答状況は、次のとおりです。

(1) アンケートへの回答状況

図 18 日常型スポーツ施設に関するアンケート結果（抜粋）



No.	課題（「利用状況により検討」、「将来的に返還」、「直ちに返還」を選択）
1	草刈りを年3回ほど実施しているが、高齢化及び高温化の中、大変苦勞している。年1回程度しか使用していないため、市への返還を希望する。
2	自治会員が高齢化し、新規会員も見込めないため、厚木市シルバー人材センターへの依頼を検討中。
3	今後、維持管理ができなくなる場合があるため、その際の対応を市と協議したい。
4	草刈り作業が大きな負担となっている。

(2) 今後の方向性

地元自治会等が管理を行うスポーツ広場・青少年広場（43施設）については、地域における自主的なスポーツを行うための場所として、地域からの要望により、市が設置している施設です。日常的にスポーツに触れることのできる各地域の活動拠点として、多くの場所で幅広く利用されている一方で、少子高齢化による管理の担い手の減少や負担増加、また、近年の猛暑による管理負担の増加が見られます。

今後は、各施設の管理者等と協議を重ねながら、広場の廃止についても視野に入れ、今後の在り方に関する検討を進めます。

(白紙調整)

第6章 個別施設計画の策定

1 既存スポーツ施設の個別施設計画について

第5章までの既存施設の方向性を踏まえ、今後10年間で実施すべき事業を取りまとめた個別施設計画を作成します。

既存スポーツ施設の個別施設計画の策定に当たっては、「安全性・機能性の改善度」及び「政策的付加価値」のマトリクスにより、各事業の実施時期を判断します。

(1) 判断基準について

ア 安全性・機能性の改善度

実施する事業を通して、対象施設の安全性及び機能性がどの程度解消されるかについて、1次評価結果を踏まえて判断する。

イ 政策的付加価値

実施する事業を通して、「する」「みる」「支える」スポーツの推進にどの程度寄与するかについて判断する。

(2) 事業の実施時期について

ア 短期：令和8（2026）年度

～令和12（2030）年度

施設整備の緊急性や実施優先度が高く、早急な実施が求められる事業

イ 中期：令和13（2031）年度

～令和17（2035）年度

緊急性は高くないが具体的な施設整備が求められており、計画期間内の実施が求められる事業

ウ 長期：令和18（2036）年度以降

長期的な視点での「スポーツの聖地」の実現に向け、実施が求められる事業

図 19 個別施設計画の検討に係る評価体系図

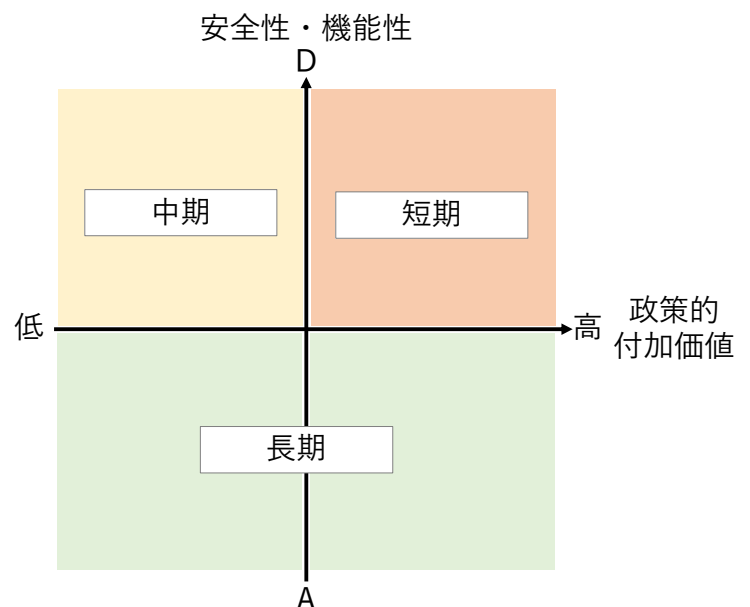


表 15 個別施設計画の実施概要

No.	施設名	位置付け	事業	実施期間	適用手法(二次評価)
1	厚木野球場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
			他施設への集約化の検討	長期	-
2	玉川野球場	競技型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
			夜間照明の LED 化	短期	-
			得点表示板の LED 化	短期	-
			観覧席スピーカーの改修	中期	-
			他施設への集約化の検討	長期	-
3	及川球技場	競技型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
			夜間照明の LED 化	短期	-
			監視盤・照明設備の改修	短期	-
			他施設への一部機能の集約化の検討	長期	-
4	荻野運動公園競技場	競技型	施設の適切な維持・管理	-	-
5	猿ヶ島野球場	競技型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
6	厚木テニスコート	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
			他施設への集約化の検討	長期	-
7	南毛利スポーツセンター テニスコート	競技型	施設の適切な維持・管理	-	機能改修
			夜間照明の LED 化	短期	-
			夜間照明の増設（コート数：12 面）	長期	-
			他施設への集約化の検討	長期	-
8	若宮公園テニスコート	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
9	宝蔵山スポーツ広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	機能改修
			コートの張替え	短期	-
10	飯山グラウンドテニスコート	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
11	鷺尾中央公園テニスコート	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
12	鷺坂公園テニスコート	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
13	荻野運動公園テニスコート	競技型	施設の適切な維持・管理	-	-
14	猿ヶ島テニスコート	交流型	施設の適切な維持・管理	-	機能改修
			コートの張替え	短期	-
15	東町スポーツセンター	競技型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
			特定天井の改修・屋上改修（弓道場）	短期	-
			空調給排水設備の修繕	長期	-
			シャワー洗面台設備の改修	長期	-
			シャッターの改修	短期	-

No.	施設名	位置付け	事業	実施期間	適用手法(二次評価)
16	猿ヶ島スポーツセンター	競技型	施設の適切な維持・管理	-	機能改修
			ロビー及び観覧席の空調整備	短期	-
			建物の修繕 (天井の漏水、壁のひび割れ等)	短期	-
			非常用自家発電設備更新 (2026年で設置から30年経過)	短期	-
17	南毛利スポーツセンター体育館	競技型	施設の適切な維持・管理	-	集約化
			電気設備の改修	短期	-
			他施設への集約化の検討	中期	-
18	荻野運動公園体育館	競技型	施設の適切な維持・管理	-	-
19	金田ゲートボール場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	効率化
20	下川入ターゲット・バード・ゴルフ場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	効率化
21	及川グラウンド・ゴルフ場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	効率化
22	荻野運動公園プール	競技型	施設の適切な維持・管理	-	-
23	厚木青少年広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
24	旭川スポーツ広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
25	下川入サッカー場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	効率化
26	中三田スポーツ広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	効率化
27	飯山スポーツ広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
28	酒井スポーツ広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
29	戸沢橋スポーツ広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
30	飯山グラウンド	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
31	南毛利スポーツセンターグラウンド	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
32	長沼公園グラウンド	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
33	上ノ原公園グラウンド	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
34	岡田多目的広場	交流型	施設の廃止に向けた検討	短期	廃止
35	下川入スポーツ広場	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
36	毛利台スポーツ広場	交流型	施設の機能縮小に向けた検討	中期	縮小
37	岡田ふれあい広場	交流型	施設の廃止に向けた検討	短期	廃止
38	若宮公園グラウンド	交流型	施設の適切な維持・管理	-	長寿命化
-	地元管理広場	日常型	施設の適切な維持・管理	-	-
-	市内学校施設	-	夜間照明のLED化	-	-

(3) 個別施設計画の今後のスケジュール

No.	施設	実施すべき事業	期間						
			短期					中期	長期
			令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	令和12(2030)年	令和13(2031)~17(2035)年	令和18(2036)年~
1	厚木野球場	施設の適切な維持・管理	→						
		他施設への集約化の検討						→	
2	玉川野球場	施設の適切な維持・管理	→						
		夜間照明のLED化		→					
		得点表示板のLED化			→				
		観覧席スピーカーの改修					→		
		他施設への集約化の検討						→	
3	及川球技場	施設の適切な維持・管理	→						
		夜間照明のLED化			→				
		監視盤・照明設備の改修			→				
		他施設への一部機能の集約化の検討						→	
4	荻野運動公園競技場	施設の適切な維持・管理	→						
5	猿ヶ島野球場	施設の適切な維持・管理	→						
6	厚木テニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
		他施設への集約化の検討						→	
7	南毛利スポーツセンターテニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
		夜間照明のLED化			→				
		夜間照明の増設						→	
		他施設への集約化の検討						→	
8	若宮公園テニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
9	宝蔵山スポーツ広場	施設の適切な維持・管理	→						
		コートの張替え			→				
10	飯山グラウンドテニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
11	鷲尾中央公園テニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
12	鷲坂公園テニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
13	荻野運動公園テニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
14	猿ヶ島テニスコート	施設の適切な維持・管理	→						
		コートの張替え			→				
15	東町スポーツセンター	施設の適切な維持・管理	→						
		特定天井の改修・屋上改修(弓道場)		→					
		空調給排水設備の修繕						→	
		シャワー洗面台設備の改修						→	
		シャッターの改修			→				

(白紙調整)

No.	施設	実施すべき事業	期間						
			短期					中期	長期
			令和8(2026)年	令和9(2027)年	令和10(2028)年	令和11(2029)年	令和12(2030)年	令和13(2031)~17(2035)年	令和18(2036)年~
16	猿ヶ島スポーツセンター	施設の適切な維持・管理							
		ロビー及び観覧席の空調整備							
		建物の修繕(天井の漏水、壁のひび割れ等)							
		非常用自家発電設備更新							
17	南毛利スポーツセンター体育館	施設の適切な維持・管理							
		電気設備の改修							
		他施設への集約化の検討							
18	荻野運動公園体育館	施設の適切な維持・管理							
19	金田ゲートボール場	施設の適切な維持・管理							
20	下川入ターゲットバードゴルフ場	施設の適切な維持・管理							
21	及川グラウンド・ゴルフ場	施設の適切な維持・管理							
22	荻野運動公園プール	施設の適切な維持・管理							
23	厚木青少年広場	施設の適切な維持・管理							
24	旭町スポーツ広場	施設の適切な維持・管理							
25	下川入サッカー場	施設の適切な維持・管理							
26	中三田スポーツ広場	施設の適切な維持・管理							
27	飯山スポーツ広場	施設の適切な維持・管理							
28	酒井スポーツ広場	施設の適切な維持・管理							
29	戸沢橋スポーツ広場	施設の適切な維持・管理							
30	飯山グラウンド	施設の適切な維持・管理							
31	南毛利スポーツセンターグラウンド	施設の適切な維持・管理							
32	長沼公園グラウンド	施設の適切な維持・管理							
33	上ノ原公園グラウンド	施設の適切な維持・管理							
34	岡田多目的広場	施設の廃止に向けた検討							
35	下川入スポーツ広場	施設の適切な維持・管理							
36	毛利台スポーツ広場	施設の機能縮小に向けた検討							
37	岡田ふれあい広場	施設の廃止に向けた検討							
38	若宮公園グラウンド	施設の適切な維持・管理							
-	地元管理広場	施設の適切な維持・管理							
-	市内学校施設	夜間照明のLED化							

(白紙調整)

第7章 新規スポーツ施設の今後の方向性

1 本庁舎敷地跡地への多目的アリーナの整備

本市では、複合施設あつめきの建設を皮切りに、本厚木駅周辺の生まれ変わりなどまちづくりの新たな局面を迎えており、市役所用途としての役割を終える現在の本庁舎敷地についても、変化する時代に対応した新たな役割が求められています。

令和6（2024）年度には、本庁舎敷地の跡地活用の方向性を示す「本庁舎敷地跡地等活用基本方針」を策定し、スポーツ・文化・音楽等の多彩な興行の実現に向け、多目的アリーナの導入を検討する旨を示しています。

令和8（2026）年度に予定している「（仮称）厚木市新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画」の策定に当たっては、プロスポーツのトップリーグ開催などの「みるスポーツ体験」など、歩行者の目的地として多様な人々が集う新たな交流拠点を創出し、回遊性向上を目指すことを基本的な視点とし、多目的アリーナの整備に向けた取組を進めています。

今後の具体的な取組については、（仮称）厚木市新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画において示します。

(1) 多目的アリーナの効果

多目的アリーナを導入することで、本市に様々な効果をもたらすことが見込まれます。具体的には、多目的アリーナを整備することにより、経済的効果として市内での消費や雇用などの波及効果が見込まれるほか、社会的効果として、本厚木駅周辺における新たなまちの求心力の創出や市民の皆様のシビックプライドの醸成、災害対応力の強化など、本市の地域経済の活性化や都市機能の向上につながる多面的な効果を期待することができます。

図 20 多目的アリーナが本市にもたらす効果

経済的効果	
<ul style="list-style-type: none">多目的アリーナ内、飲食、宿泊、観光等周辺産業への経済波及効果多目的アリーナ内外での雇用創出効果交流人口の増加税収効果	
社会的効果	
地域経済の活性化に資する効果	都市機能の向上に資する効果
<ul style="list-style-type: none">スポーツ、エンタメによる新たなまちの求心力の創出新たなビジネス産業の創出流動人口の増加による消費活動の拡大	<ul style="list-style-type: none">シビックプライドの醸成災害対応力の強化カーボンニュートラルによる持続可能なまちづくりの推進

(2) 多目的アリーナの整備スケジュール

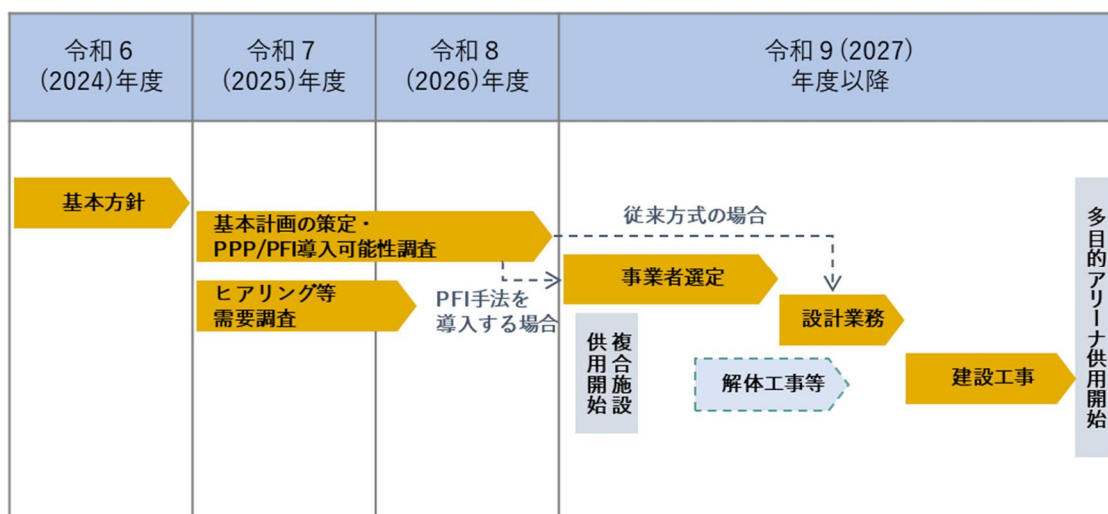
令和7（2025）年3月に策定した厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針において、想定として示されている今後の事業スケジュールは次のとおりです。

令和7（2025）年度から令和8（2026）年度にかけては、プロスポーツチームや興行プロモーターなどを対象としたヒアリング等の需要調査を通して、多目的アリーナに求められる条件を整理し、施設に求められる機能や性能、維持管理・運営に関する具体的な方針等を示す基本計画の策定を進めるとともに、PPP/PFI導入可能性調査を実施し、民間活力を最大限活用することのできる最適な事業手法等を検討します。

令和9（2027）年度以降については、基本計画及びPPP/PFI導入可能性調査を踏まえた上で、事業者選定に向けた必要な手続きを行いつつ、現市庁舎から複合施設に移転後、可能な限り速やかに多目的アリーナの供用開始を目指します。

今後の事業スケジュールの詳細については、令和8（2026）年度に策定する（仮称）厚木市新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備基本計画において示します。

図 21 想定される今後の事業スケジュール



出典：厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針

2 新たな複合型スポーツ拠点の創出

「スポーツの聖地」の実現に向けては、スポーツを通してこれまでの本市にはない新たな魅力の創造を目指し、将来的に複数の競技種目の実施環境を備えた、新たな複合型スポーツ拠点の創出をビジョンとして掲げ、既存のスポーツ施設を交通アクセスのよい立地への集約及び再整備することについて検討します。

このような取組を着実に進めることにより、第5章で方向性を示した既存のスポーツ施設のうち、現在の立地環境に課題を抱える施設や、一定規模以上の大会開催に向けて、より充実したプレー環境が求められる施設について、計画期間内における施設の方向性を「建物の適切な保全に向けた計画的な対応」としつつ、中長期的には、それらの課題等の解決へ寄与することが期待できます。

(1) 検討対象施設の中長期の方向性について

既存スポーツ施設の方向性の中で、中長期的には、他の競技施設を含めた複合化及び集約化の実施を視野に入れ、検討を進めることを位置付けた施設及び課題については、次のとおりです。これらの施設の再整備に当たっては、更なる市民サービスの向上と維持管理コストの縮減を目的に、PPP/PFI手法の導入を検討します。

表 16 中長期の方向性及び検討対象

中長期の方向性	
各施設の課題に対応しつつ、スポーツを通してこれまでの厚木にはない新たな魅力の創造を目指し、将来的に屋外の複数の競技種目の実施環境を備えた新たな複合型スポーツ拠点として、交通アクセスのよい立地への集約及び再整備を検討する。	
検討対象	課題
玉川野球場	敷地面積が小さく、場外飛球のリスクや駐車場台数の不足から、一定規模以上の大会会場としては不十分
厚木野球場	河川区域内のため大規模改修や施設機能の拡張には制限あり
厚木テニスコート	河川区域内のため大規模改修や施設機能の拡張には制限あり
及川球技場	ソフトボール、野球、サッカーなど、複数競技での利用が混在しており、必要な競技面積の確保等に課題あり
南毛利スポーツセンターテニスコート	住宅地に隣接しており、騒音や駐車場不足による交通渋滞などの課題あり。また、市内最大の12面のコートを有しているが、一定規模以上の大会会場としてはコート数が不十分

(2) 期待される効果

複合型のスポーツ拠点として交通アクセスのよい立地への再整備を行うことで、本市に様々な効果をもたらすことが見込まれます。具体的には、施設規模の拡大やアクセス性の向上により、全国規模や広域的な大会誘致の可能性が増大するほか、施設の集約により維持管理・運営の効率化が可能となり、長期的なコスト抑制が期待できます。また、本市に新たな複合型スポーツ拠点が誕生することにより、大会やイベント開催を契機に交流人口が拡大し、地域経済の活性化につながります。さらには、市民にとってのスポーツや健康づくりに親しむ新たな拠点となり、シビックプライドの醸成が期待できるなど、スポーツを通したまちづくりによる多面的な効果を期待することができます。

図 22 期待される効果

期待される効果

- 施設規模の拡大及びアクセス性の向上により、全国規模や広域的な大会誘致の可能性が増大します。
- 現状は分散している施設を集約することで、維持管理、運営の効率が上がります。また駐車場整備なども効率的に行えるため、長期的なコスト抑制につながります。
- 新たな大規模スポーツ拠点の誕生により、まちづくりへのインパクトが得られるほか、大会やイベントを契機に交流人口が増加し、地域経済の活性化につながります。
- 市民にとってのスポーツや健康づくりに親しむ新たな拠点となり、シビックプライドの醸成が期待できます。

(白紙調整)

第 8 章 計画の実現に向けて

1 フォローアップの実施方策

本計画の進行管理については、既存施設の個別施設計画及び新規施設整備の進捗状況について、庁内検討組織における検証を行うほか、必要に応じて厚木市スポーツ推進審議会への報告及び検証を行うものとします。

また、国の政策や社会経済情勢、さらには上位・関連計画の改定などに対応しながら、必要に応じて本計画の見直しを行い、PDCA サイクルによる計画の進行管理に努めます。

本計画に位置付ける様々な事業を実施する上では、厚木市スポーツ推進審議会での審議のほか、施設利用者や競技団体等とも適宜意見交換を行いながら、合意形成を図っていきます。

2 推進・取組体制

本計画の推進に当たっては、スポーツ魅力創造課を主管課とし、関係部署、市民、スポーツ団体との連携を図ります。また、庁内の推進体制についても重要であることから、庁内検討組織を中心とした連携体制を強化し、「スポーツの聖地」の実現に向け、計画の着実な推進を図ります。

用語集

用語	解説
シビックプライド	地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、地域社会に貢献する意識を育む概念
スポーツ基本法	平成 23（2011）年に制定された、スポーツの推進に関する基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めた法律
スポーツ基本計画	スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針
スポーツ施設のストック適正化ガイドライン	地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民がスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう平成 30（2019）年にスポーツ庁が策定したガイドライン
地方スポーツ推進計画	スポーツ基本法の規定に基づき、各地方公共団体が国のスポーツ基本法を参酌し策定する、スポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
複合化	公共施設の整備に当たり、異なる機能を有する複数の施設を一つの施設に集める手法
集約化	公共施設の整備に当たり、同一の機能を有する複数の施設を一つの施設に集める手法
PPP	Public Private Partnership の略 公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な活用や行政による事業の効率化を図る事業手法

PFI	Private Finance Initiative の略 PPP の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用することで効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法
受益者負担	公の施設について、施設の利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、施設利用者には受益（施設利用）の対価として、相応の使用料の負担を求めるべきであるという考え方
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方
バリアフリー	障がいがある人にとって障壁（バリアー）となる社会構造や、環境の不備を除去するという考え方
指定避難所	災害対策基本法の規定に基づき、災害の危険性があり避難し、又は災害により住居に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設として指定された施設
指定緊急避難場所	災害対策基本法の規定に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的（短期間）に避難する施設又は場所として指定された施設
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、市からの災害情報の伝達や円滑な避難誘導等、警戒避難体制の整備を図る区域
洪水浸水想定区域	大雨等の際、河川の氾濫により、住宅などが水につかる浸水が想定される区域
第一種中高層住居専用地域	都市計画法による用途地域の一つで、中高層住宅の良好な住環境を保護するための地域
PDCA	Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字から取られたものであり、一連のPDCAサイクルとして実行することで継続的な改善を促す手法

(白紙調整)

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画

(厚木市スポーツ施設整備基本計画)

(案)

令和8年 月

発行 厚木市

編集 厚木市産業文化スポーツ部

スポーツ魅力創造課

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

電話 (046) 223-1511 (代表)

ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（スポーツ施設整備基本計画） （案）に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

「スポーツの聖地づくり」の実現に向けて、本市のスポーツ施設整備に関する理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ施設整備の方向性を示す厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

つきましては、基本計画（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（1月15日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 基本計画（案）の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で令和8年1月15日から2月16日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合はスポーツ魅力創造課（電話 046-225-2530）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎8階 スポーツ魅力創造課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
※睦合西地区公民館・市民センターを除く
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 南毛利スポーツセンター
- (9) 東町スポーツセンター
- (10) 猿ヶ島スポーツセンター

- (11) 荻野運動公園
- (12) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和8年1月15日（木）から2月16日（月）まで

※ 郵送の場合は、2月16日の必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎8階 スポーツ魅力創造課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

※睦合西地区公民館・市民センターを除く

- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

エ 次に掲げる場所に設置された所定の意見提出箱に投函

- (ア) 南毛利スポーツセンター
- (イ) 東町スポーツセンター
- (ウ) 猿ヶ島スポーツセンター
- (エ) 荻野運動公園

- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課スポーツ施設係宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-0044

- (6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 8850@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「基本計画（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、基本計画（案）策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

- (3) 提出された意見等の中で、「6. 意見等提出資格」、「7. 意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。